

令和8年小牧市議会第2回定例会会議録

① 令和8年6月15日第2回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
13 諸岡英実	14 河内光
15 永井孝典	16 佐藤悟
17 鈴木裕士	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 天野正基	副市長 笹原浩史
副市長 石川徹	教育長 中川宣芳
市長公室長 駒瀬勝利	総務部長 長尾正人
地域活性化営業部長 落合健一	市民生活部長 小川真治
健康生きがい支え合い推進部長 永井政栄	福祉部長 江口幸全
こども未来部長 川尻卓哉	建設部長 堀場武
都市政策部長 舟橋朋昭	上下水道部長 三品克二
市民病院事務局長 竹田孝一	教育部長 矢本博士
監査委員事務局長 堀田幸子	消防長 高橋直人
市長公室次長 舟橋知生	総務部次長 古澤健一
地域活性化営業部次長 伊藤加代子	市民生活部次長 堀田正二

健康生きがい支え合い推進部次長	高 木 晶 子	福 祉 部 次 長	山 本 格 史
こども未来部次長	野 田 弘	建 設 部 次 長	矢 澤 浩 司
都市政策部次長	川 島 充 裕	上下水道部次長	長 坂 裕
市民病院事務局次長	佐久間 修	教 育 部 次 長	長谷川 隆司
会 計 管 理 者	河 村 昌 二	副 消 防 長	梅 田 俊 之

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 川 正 夫	議 事 課 長	松 宮 克 哉
書 記	舟 橋 紀 浩	書 記	松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1「一般質問」に入ります。

6月12日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

永井孝典議員。

○15番（永井孝典）

議長のお許しをいただきましたので、私からは事前に通告しております質問項目1点についてお伺いさせていただきます。

天野市長が就任して早いもので4か月が過ぎるわけですが、天野市政において初めての質問となりますので、天野市長、どうぞよろしく願いいたします。

先日、地域の会館で行われた「いきいきサロン」にお邪魔させていただき、地元の方々と一緒に、運動したり、頭の体操をしたり、お茶を飲みながらいろいろとお話をさせていただきました。その折に「会館」のことについて要望などがありました。

私も「会館」について不勉強だったこともありまして、昨年度、小牧市が保有する集会施設の現状や課題、今後の方向性を整備、検討することを目的に開催された「小

牧市集会施設検討会」が取りまとめた報告書を確認しました。

報告書の中で、小牧市内の集会施設が他の市町とは事情が大きく異なっていることや、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、近年は老朽化が進んでいることも分かりました。

また、検討会議では、将来を見据えた施設の配置や更新についても具体的な手法について検討されておりました。

そこで、次の質問をさせていただきます。

質問項目 1、集会施設について。

(1) 市が所有する会館について。

アとしまして、建設の経緯についてお伺いします。

イとしまして、利用状況についてお伺いします。

ウとしまして、老朽化の進行状況についてお伺いします。

続きまして、(2) 北里地区の会館について。

アとしまして、建設経緯についてお伺いします。

イとしまして、老朽化の進行状況についてお伺いします。

(3) 会館の更新について。

小牧市集会施設検討会議報告書の報告内容を踏まえて、会館の更新に関する今後の進め方についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目 1、地域の会館について、(1) 市が所有する会館について、ア、建設経緯についてのお尋ねであります。

本市の会館は、大きく三つの経緯により整備を進めてまいりました。

1つ目は、昭和40年代以降の空港周辺対策事業に始まり、高速道路事業の騒音対策や環境衛生施設など、各種公共事業に伴う障害対策を目的として、国や県の補助制度を活用して整備されたものあります。

2つ目は、区（自治会）などが建設用地を確保した上で、施設の維持管理を行うことを条件とした設置要望に対して整備したものであります。

3つ目は、県や民間事業者による宅地開発に伴い、整備された後、本市へ移管または寄附されたものであります。

これらの結果、現在本市が所有する会館は81会館となっており、いずれも管理は区

(自治会)に委託しております。

地域の自治会が使用する集会所につきましては、全国的には自治会が主体となり、建設費用を積み立て、市の補助制度を活用して整備することが一般的とされております。しかしながら、本市におきましては、これまで各種公共事業に伴う障害対策として、国や県の補助制度を活用し、市の予算により会館等を整備してきた経緯がございます。このため、近隣市町と比較しても、市が所有する会館の割合が非常に高い状況となっております。

続きまして、イ、利用状況についてであります。本市の人口増加期には、利用件数・利用者数ともに増加し、地域活動の活発化とともに利用が拡大してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少いたしました。現在は、一定の回復傾向が見られるものの、ピーク時の約6割程度にとどまっている状況でございます。

令和7年度の各会館管理者からの報告によりますと、市が所有する会館全体では、貸館等の一般利用で年間約2万1,000件、延べ約24万人、1施設の平均といたしましては、年間約260件、延べ約3,000人の利用となっております。

一方で、利用件数等とは別の実態といたしまして、選挙の投票所や風水害時の指定避難所としての公共的機能を担うとともに、自治会の事務室としてコピー機や書棚が設置されるなど、日常的な自治会運営の拠点として活用されています。また、夏祭りなどの地域行事に使用する資材の保管や、災害に備えた水や食料などの備蓄場所としても活用されているほか、ふれあい・いきいきサロンや移動販売の会場として、高齢者を中心とした地域住民の交流の場としても多く利用されております。

このように、本市の会館は単なる貸館施設にとどまらず、地域活動の拠点として多様な役割を担っております。

続きまして、ウ、老朽化の進行状況についてであります。平成26年度に実施した建物の劣化診断では、いずれの施設も問題のないレベルでありましたが、現在では築40年以上を経過した施設が全体の約7割を占めており、老朽化が進んでいる状況であります。

市が所有する会館の建築構造は、主に鉄筋コンクリート造または鉄骨造であり、小牧市公共施設長寿命化計画で定める長寿命化による目標耐用年数80年を目指して、耐震改修工事や屋上防水、外壁塗装などの改修工事を行い、「予防保全」に取り組んでいるところであります。

また、建物の構造に限らず、空調設備や照明設備など、施設を利用するために不可欠な設備につきましても老朽化が進んでおりますが、「冷暖房設備等設置費補助金」

や「照明設備LED化事業費補助金」などを設け、区（自治会）による一定負担の下、順次更新していただいているところでございます。

続きまして、（２）北里地区の会館について、ア、建設経緯についてであります。北里地区につきましては現在17の会館が整備されており、その建設の経緯といたしましては、名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地に近接し、騒音の影響を受ける地域を多く含んでいることから、その大半が空港周辺地域に対する障害緩和として、当時の防衛庁や運輸省などの補助制度を活用して整備されたものでございます。

なお、北里地区の会館は全て昭和40年代後半から50年代にかけて建設されており、市が所有する会館の中でも最も早くから整備が進められた地域となります。

続きまして、イ、老朽化の進行状況についてであります。北里地区の会館につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、主に空港周辺対策の一環として、他地区に先行して整備されてきた経緯がございます。そのため、築50年以上を経過した会館が約半数を占めるなど、他地区に比べ、老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した大規模改修工事を含め、屋上防水、外壁塗装など施設をできるだけ長く利用するための「予防保全」工事を、平成10年代から20年代を中心に、他地区の会館に先駆けて実施してきました。

今後も各会館の劣化状況に注視しながら、老朽化への対応を行ってまいります。

続きまして、（３）会館の更新について、今後の進め方についてであります。昨年度に開催をいたしました「小牧市集会施設検討会議」では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、将来的な市財政のさらなる硬直化が見込まれる中、施設の目標耐用年数経過後に、従来どおり同規模・同水準での建て替えは極めて困難であると考えられることから、会館等の「小規模化」や「統合」、「地元への譲渡」、他市事例を踏まえた「建設補助制度」など、複数の更新手法について検討が行われました。

しかしながら、現時点では、将来的な施設利用の推移など、不確定要素が多いことから、いずれかの方針を決定するには至りませんでした。

市といたしましても、会館等の集会施設が地域活動の拠点として多様な役割を担っている一方、今後の更新には多額の財政負担が見込まれるなど、厳しい財政的な課題があることを強く認識しております。

今後の会館等の更新につきましては、将来的な施設の役割や在り方について整理するとともに、区長会と丁寧に協議を重ねながら慎重に検討を進めてまいります。

私からは以上になります。

○15番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。

本市の会館は近隣の市町と比較し、市が所有する割合が非常に高いこと、築40年以上の施設が全体の7割を占めるなど、老朽化が進んでいることが分かりました。特に、北里地区の会館は、国の補助制度を活用して、市内でも早い時期から整備されてきた経緯もあり、築50年以上の施設が半数を占めるなど、市全体よりも一層老朽化が進んでいる状況にあることが分かりました。一方、今後の更新には多額の財政負担が見込まれるなど、厳しい財政的な課題があることも分かりました。

今後の会館の更新につきましては、将来的な施設の役割や在り方について整理するとともに、区長会と丁寧に協議を重ねながら慎重に検討を進めていただけるとのことでありました。

私としても、会館は各地域の大切な活動拠点となっておりますし、風水害が発生したときの避難場所でもあり、市民を守る大切な施設だと思っております。

そこで1点、(3)会館の更新について、再質問をさせていただきたいと思います。

北里地区を含む空港周辺地域の会館が、建設当時の「防衛庁」や「運輸省」の補助制度を活用して整備されてきた経緯がありますが、これらの補助制度を活用して、老朽化が進んでいる空港周辺地域の会館を更新することができないか伺います。

○市民生活部長（小川真治）

過去には、北里地区を含む空港周辺地域の会館につきまして、当時の防衛庁あるいは運輸省などの補助制度を活用して整備を進めてまいりました。

現在におきましても、防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金や、愛知県からの名古屋飛行場周辺共同利用施設運営費補助金の交付を受け、会館の改修工事や維持管理に係る経費に充当しているところでございます。

しかしながら、建設当時と比べますと補助制度の内容が変化しており、現在は空港周辺地域に対する補助金について、地域内の道路や学校、公園、下水道など、様々な事業とのバランスを踏まえながら活用しているところでありますので、個別の会館の建設に対し、補助金を集中的に充当することが難しい状況となっております。

また、会館の更新につきましては、空港周辺地域のみを個別に検討するのではなく、先ほど御答弁させていただきましたとおり、市内全地区の会館等を対象とした将来的な施設の役割や在り方を整理する中で検討していく必要があるものと考えております。しかしながら、空港周辺地域については、これまでの会館建設の経緯、地域の実情なども踏まえて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○15番（永井孝典）

御答弁ありがとうございます。現在でも、空港周辺地域では防衛省や愛知県からの

補助金の交付を受けて、会館の改修工事、維持管理に係る経費に充当されていることが分かりました。また、会館建設当時とは異なり、地域内の道路や学校、公園、下水道など、様々な事業とのバランスを踏まえながら活用されて、個別の会館建設に補助金を集中的に充当することが難しいということも分かりました。

そのような厳しい状況ではあることは理解した上ではありますが、私からの要望になりますけれども、地域の会館は自治会活動の大切な拠点であり、また、風水害発生時に市民を守る施設でもありますので、将来にわたり拠点施設を維持できるよう、検討を進めていただきたいと思います。

また、国の補助制度が変わっても、空港周辺地域の騒音がなくなることはありません。将来的な会館の更新を検討する際には、北里地区をはじめとする各地域の実情をぜひとも考慮していただきますようお願いいたします。私からの質問を全て終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、清水隆宏議員。

○1 番（清水隆宏）

おはようございます。本日は、私にとって初めての一般質問の機会をいただきました。サッカーワールドカップも開幕し、今朝は日本対オランダ戦、日本の初戦がありました。私もこの日に初戦を迎えることができました。どうぞよろしくお願いします。朝早くから応援された方も多いかもかもしれません。しかし、私の質問中はぜひ目を開けてお付き合いいただければと思います。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

まずは質問項目1、資源の持ち去り対策についてお尋ねします。

中東情勢等による影響が背景と見られる、いわゆる可燃袋の供給不足を受けまして、本市においても、指定外のごみ袋でごみ出しを認める迅速な対応が取られました。柔軟な御対応ありがとうございました。

近年、金属価格の高騰を背景として、アルミ缶等資源ごみの持ち去り行為が全国的な課題となっております。私自身も、早朝の集積場において空き缶が持ち去られる様子を実際に目にしたことがあります。

本来、市民の皆様が分別に協力して配置された資源ごみは、本市の資源循環や財源確保を支える重要な資源であり、適正に管理されるべきものと考えます。

また、市民の分別への協力や制度への信頼低下につながりかねないと懸念しております。

さらに、県内自治体においても、持ち去り行為による財政の影響を踏まえ、罰則規定を含む条例整備を進める事例も出てきています。

そこでお尋ねします。

(1) アルミ缶等の資源の持ち去り行為について。

通報件数などの実態把握をされているか伺います。

(2) 持ち去り行為による影響について。

アルミ缶等の資源持ち去りが収集量や売却収入へどの程度影響しているのか、一定の調査・分析を行う必要があると考えますが、市の見解を伺います。

(3) 罰則規定のない現行条例の改正について。

小牧市では平成19年の条例、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例というものがありますが、こちらに罰則規定はありません。

これを踏まえまして、ア、県内自治体では罰則規定を含む条例整備を進める事例もある中、現行条例の実効性や抑止力についてどのように認識しているか伺います。

イ、罰則規定を含めた制度強化について研究を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上、質問項目1の1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目1、資源の持ち去り対策について、(1) アルミ缶等の資源の持ち去り行為について、通報件数などの実態把握についてであります。ごみ集積場からの資源の持ち去り行為につきましては、通報や相談を随時受け付け、その内容を記録するとともに、適宜職員によるパトロールを行い、持ち去り行為者と接触できた場合は警察と連携し対応をしております。

通報及び相談件数につきましては、令和5年度が45件、令和6年度が82件、令和7年度が34件となっております。

その主な内容といたしましては、アルミ缶や金属類等の資源をごみ集積場から持ち去る車両の目撃情報が多く、具体的には、早朝や夜間における持ち去りや軽トラック等に積載して収集するといった事例が確認されています。

なお、これらの通報等は、場所や時間、持ち去り行為などの目撃情報が中心であるため、具体的な持ち去り量の把握までには至っておりません。

また、これらの持ち去り行為は極めて短時間で行われることから、全ての事案を把

握できているわけではなく、実態の全体像を厳密に把握することは非常に困難な状況でございます。

続きまして、(2) 持ち去り行為による影響について、一定の調査分析を行う必要についてありますが、アルミ缶等の資源の持ち去りにつきましては、市が収集する資源の減少や、売却収入に影響することから、適正な制度運用において課題であると認識しております。

本市におきましても、アルミ缶等の持ち去りに関する通報や相談が寄せられるなど、一定の実態があるものの、持ち去りの件数や量につきましては正確な把握が難しく、収集量や売却収入への影響を定量的に分析することは容易ではない状況にあります。

御指摘の「資源の持ち去り」の影響を把握するためには、詳細な調査が必要となりますが、その実施に当たっては、調査手法やコスト、人的負担等も考慮する必要がございます。よって、その必要性や費用対効果を踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、(3) 罰則規定のない現行条例の改正について、ア、県内自治体では罰則規定を含む条例整備を進める事例もある中、現行条例の実効性や抑止力についての認識についてであります。

本市では、「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」第25条において、ごみ集積場に排出された「空き缶」や「金属類」などの資源の所有権は市に帰属するものとなっております。また、市及び市から収集運搬の委託を受けた事業者以外のものは、資源を収集し、または運搬してはならないと定めております。

資源の持ち去り防止対策としましては、この条文に基づき、職員及び市の会計年度任用職員である廃棄物適正処理指導員が早朝パトロールを行ったり、市民からの通報等が多く寄せられる多発箇所において張り込みを実施したりするとともに、状況に応じて、市民や警察と連携して持ち去り防止に努めているところであります。

特に、令和7年度につきましては、市民及び警察とのより密接した連携により、持ち去り班を摘発するなど、積極的に取り組んだこともあり、近年減少傾向にあった「空き缶」及び「金属類」の収集量が増加に転じております。

このように、現条例は一定の実効性、抑止力を有しているものと認識しておりますので、引き続き市民や警察などと連携による資源の持ち去り防止に取り組んでまいります。

続きまして、イ、罰則規定を含めた制度強化についてありますが、資源の持ち去りに対する罰則規定を設ける条例改正につきましては、持ち去り防止対策として一定の効果は見込めるものと認識しております。

一方で、罰則規定を設けることにつきましては、資源の持ち去り禁止に加え、巡回指導の実施や関係機関との連携体制の構築、住民への啓発活動等を市の責務として位置づけ、総合的な対策により実効性を確保していく必要があると考えております。

また、条例改正により、実効的な運用を図るためには、人員体制や違反行為の認定手法などについても十分に整理・検討する必要があります。このため、罰則規定を含めた条例改正などの制度強化につきましては、現時点で直ちに導入することは考えてはおりませんが、昨年状況を踏まえ、引き続き市民及び警察との連携による資源の持ち去り防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○1 番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。持ち去りの通報や相談が一定数あること、持ち去り行為の具体的な影響把握は難しいこと、条例改正は直ちに行うことを考えてはいないが、対策として一定の効果が見込めると認識されていることが分かりました。

1 点だけ再質問させてください。

持ち去りの影響の把握や条例改正はすぐには難しい面があるとは思いますが、並行して、集積所への表示や注意喚起の現状以上の強化など、早期に実施できる対策について取り組む考えがあるか、市の見解を伺います。

○市民生活部長（小川真治）

先ほども御答弁しましたとおり、本市では資源の持ち去り防止対策として、職員によるパトロールや張り込みを実施をしております。

また、ごみ集積場への対策として、持ち去り行為の抑止を目的に、希望する区に対して啓発看板の配布や市所有の監視カメラの貸出しを行っております。

さらに、カラスネットをかぶせるのみで持ち去られやすい状況にあったごみ集積所に対し、鍵つきのごみ集積場を設置する場合などには、「ごみ集積場整備費補助金」を交付しております。

御指摘の啓発表示や注意喚起につきましては、現在もこうした取組の中で実施しているところでございますが、今後は持ち去りが頻発しているごみ集積場を管理する区に対し、啓発看板の設置や監視カメラの貸出し、補助金の活用を市から積極的に提案するなど、引き続き適切に対応してまいります。

以上でございます。

○1 番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。表示などの早期対策については難しいとのことでしたが、丁寧に分別した資源が持ち去られている現状があります。市民の皆様

にとって大変不公平な状況で、治安の悪化も懸念されます。全集積所では申しません。まずは表示1枚からでも進めていただければと思います。

例えば、今後は苦情があった場所に注意喚起を行う表示を行うような仕組みをまず設けるなど、簡単にできることからまず着手されることを強く要望いたします。

名古屋市では、持ち去り行為による年間約5,000万以上の歳入減を試算しており、本市においても、独自の算定方法による一定の推計は可能ではないかと考えます。まずは影響の試算に取り組まれることを要望いたします。

また、名古屋市では、条例の一部施行後、2026年4月にはアルミ缶類の回収量が前年比約4割増加したと報道がありました。条例改正が持ち去り行為の抑止力として機能した可能性が高いと考えます。小牧市においても、罰則のない現行条例では、実効性に限界があるのではないかと考えます。

市民の皆様が排出した資源を守ることは、分別意識や行政への信頼維持、そして周辺地域の治安維持の観点からも大変重要です。近隣の犬山市や一宮市では既に罰則を設けた条例があります。考えたくはありませんが、名古屋市が厳しくなったということで、小牧市にターゲットが変更になってしまうという可能性があるかもしれません。条例改正による罰則規定の整備について、治安維持の観点からも、ぜひ引き続き検討を、ぜひこのタイミングで進めていただくことを重ねて要望いたします。

以上で質問項目1を終わります。次の質問に入らせていただきます。

質問項目2、おくやみコーナーの利便性向上について。

人は誰もが別れのときを迎えます。人生は何度も経験することもあるれば、このように突然直面することもあります。中でも、大切な方との別れは、誰にとっても特別な痛みを伴うものです。そのような悲しみの中にある御遺族に行政がどう寄り添えるか、次の質問は、その観点からお尋ねいたします。

本市ではおくやみコーナーを設置しています。御遺族の負担軽減のため、各種手続をワンストップで行うことが可能で、市民サービス向上につながる重要な取組であると考えます。また、近年はネット予約も導入されるなど、一定のDX化も進められています。

また、利用者からは好評である反面、完全予約制により予約枠が先まで埋まり、利用しづらい状況もあると伺っています。開庁時間短縮など、行政運営の環境が変化する中においても、市民サービスの維持と業務効率化の両立が重要であると考えます。

(1) おくやみコーナーの現状について。

ア、利用状況について伺います。

イ、予約状況について伺います。

ウ、設置の効果について伺います。

(2) おくやみコーナーの運営改善について。

ア、課題と感じている点はあるか伺います。

イ、DXの活用など、業務の効率化により予約1件当たりの対応時間短縮を図るなど、より多くの市民が利用しやすい運営体制を検討してはどうかと考えるが、見解を伺います。

以上、質問項目2の1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、おくやみコーナーの利便性向上について、(1) おくやみコーナーの現状についてのア、利用状況でございます。

「おくやみコーナー」につきましては、死亡に伴う手続をワンストップで行い、御遺族の負担を少しでも軽減できるよう、令和2年10月1日に開設をいたしました。

利用状況につきましては、開設当初の令和2年度は10月からの半年間になりますが、利用件数は316件で、死亡届の届出件数に占める割合は44%でございました。

最近の状況につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間の実績でお答えをさせていただきます。

令和5年度の利用件数は837件で死亡届の届出件数に占める割合は54%、同様に、令和6年度は834件で死亡届に占める割合は52%、令和7年度は763件で死亡届に占める割合は49%となっております。

次に、イの予約状況についてでございます。

おくやみコーナーは、あらかじめ必要な情報をお伺いしておくことで、当日の手続を効率的に進め、加えて、待ち時間解消のため事前予約制とさせていただいております。これはワンストップ窓口として各種の行政手続を迅速に進め、加えて、サービスの質を維持するための運用であります。

予約については、死亡届の提出日から3営業日以後から受け付けており、予約率は高い状況ですが、予約が集中する時期は予約可能日から1週間程度、また、年末年始や大型連休には2週間程度お待ちいただくこともある状況でございます。

予約率については、予約枠数に対する予約数で申し上げます。直近の令和8年4月分の状況で75.6%となっております。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、ウ、設置の効果についてであります。令和7年度に実施したアンケート結果では、おくやみコーナーを御利用いただいた方のうち、8割強の方から「満足」との御回答をいただいております。

このことから、死亡届提出後に必要となる各種行政手続について、御遺族の状況に応じて必要な手続を整理し、複数部署にまたがる手続を個別にではなくワンストップで行うことにより、御遺族の心理的、事務的負担の軽減に寄与していると考えているところであります。

また、9割強の方から各課の対応について「よかった」との御回答をいただいております。これは、市職員がどのような手続が必要な方を事前に準備できることで、手続漏れや重複を防ぎながら効率的に事務を進めることができていること、また、個々の事情に応じた丁寧な説明に努めることで、ガイドブックだけでは補い切れない「分かりにくさ」の解消などにつながっていると認識しているところであります。

続きまして、(2) おくやみコーナーの運営改善について、ア、課題と感じている点はあるかとお尋ねであります。

おくやみコーナーにつきましては、アンケート結果などから、一定の評価をいただいていると感じているところでありますが、一方で、改善していくべき点もあると考えております。

一例を申し上げますと、事前予約についてですが、特定の日時に予約が集中した場合などには、希望する日時に予約が取れない状況が発生しております。このため、予約可能日まで待てず、個別に窓口を回って手続をされる方もおられると思います。

また、予約枠の時間につきましては、御遺族の精神的な負担等にも配慮し、個別事情に応じたきめ細かな説明などを行う必要があると考えておりますので、余裕を持った時間を設定しておりますが、相談内容等によっては時間が足りず、次の予約枠の方に影響を与えてしまうこともあります。

そのほかにも、小打合せ室を個室として利用していることから、来庁人数によっては個室が狭いと感じる方もおられる状況が生じていることなどの課題があると認識しております。

続きまして、イ、DXの活用など業務の効率化により予約1件当たりの対応時間短縮を図るなどより多くの市民が利用しやすい運営体制を検討してはどうかと考えるが、見解を問うとお尋ねであります。

おくやみコーナーにつきましては、令和7年12月にノーコードアプリを活用したシステムを導入し、関係部署間の情報共有や事務処理の一体化などによる業務の効率化、また、24時間いつでも予約ができる環境を整えるなど、おくやみコーナーを設置して

以降、随時見直しなどを行いながら、サービスの質や利便性の向上に努めているところでもあります。

また、おくやみコーナーは利用されず、直接担当窓口で手続をされる方もおられることから、死亡届を受理した際には、「おくやみハンドブック」（これは広告料だけで作成したもの）をお渡ししており、加えて、デジタル市役所内における「おくやみ手続きナビ」や「おくやみ手続の該当確認」などの機能を活用していただくことで、必要な手続や書類、担当窓口などを事前に一覧で把握できる環境も整えているところでもあります。

一方で、御質問にあった手続時間の短縮という点につきましては、令和7年度に実施したアンケート結果では、8割強の方が現行の1時間程度が「適当である」と回答されておりますので、個々の事情に応じた、より丁寧な対応という点では、一定の時間を確保する必要があると考えております。このため、この点については慎重な検討が必要であると考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、今後の高齢化の進展等を踏まえたと、おくやみコーナーの需要は高くなることが予想されますので、御遺族の心情に寄り添った対応を念頭に置きながら、DXの推進による事務の見直しなども含めまして、サービスの質や利便性の向上につながる改善に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（清水隆宏）

丁寧な御答弁ありがとうございました。おくやみコーナーは好評である一方で、予約がすぐには取れない状況であること、理事者側も改善の必要性を認識していることが分かりました。

それでは、順次再質問に入らせていただきます。

今回の一般質問のきっかけだったのですが、市民の方から、ネットで「おくやみコーナー」を予約したにもかかわらず、市役所のほうから電話でキャンセルを促すような連絡があったとの話を伺いました。御相談いただいた方は、市役所からわざわざ連絡が来たのだから、これはキャンセルしないといけないと思い、キャンセルされ、市役所で複数の課を回られたと聞いております。

DXの観点からしますと、ネット予約とその後の市役所からの電話連絡の関係性について、一定の整理が必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

おくやみコーナーについて、そのような運用をしているのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

インターネットでおくやみコーナーを予約された方が市から電話でキャンセルを促されたという内容の御質問かと思います。

まず、そのように対応したとお感じになられたことについては、真摯に受け止めてさせていただきます。その上で、市が予約のキャンセルを促す連絡をさせていただくことはございません。

おくやみコーナーにつきましては、事前予約制のため、1週間程度お待ちいただく方もおられますが、その中には比較的短い時間で手続きが済む方がおられる場合もあります。こうした場合、おくやみコーナーの予約日時よりも早く手続きを終えていただくことも可能であることを、メールではなく電話で直接お知らせする対応をさせていただくこともございます。

議員の御質問も踏まえまして、市民の皆様に誤解を生じさせることがないかということにも留意しつつ、利用者目線に立ったサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。市民の方からの認識と職員側の運用では、一定の差がある可能性もありますので、利用者にとって分かりやすい案内とより丁寧な運用については、引き続き徹底をお願いいたします。

ネット予約システムは、いわゆるノーコードアプリで作成されているとのことですので、比較的簡単にネットワーク画面の改善は可能です。例えばですが、ネット予約の画面に「おくやみコーナーを利用しなくても簡単に手続きが完結する場合は折り返しの連絡を希望する」といったような選択項目を一つ設けることで、事前の行き違いを防ぎつつ、職員はわざわざ電話する手間がなくなるといった業務効率化につながるとも考えますので、ぜひ導入を御検討ください。

次は、DXの観点から伺います。

市のホームページ上にはデジタル市役所というものがあります。そちらを開きますと、オンラインで申請できる一覧を見ることができますが、そちらに、先ほどの「おくやみコーナーのインターネット予約」のほかにも、「おくやみ手続きナビ」「おくやみ手続きの該当確認」とお悔やみ関係だけでも複数用意されております。御答弁でも御説明いただきましたが、このような機能はあまり知られていないのではないかと考えています。

初めて見る市民にとって、それぞれの役割や違いが分かりにくい構成になっていると感じます。これらの機能について、利用者目線で整理して、より分かりやすい動線

設計を行う必要があるのではないのでしょうか。市としても利便性の向上に向けた取組をされ、様々な工夫をされた上で周知に努めているとは思いますが、周知内容の分かりにくさもあると感じております。

そこで、この点についての市の認識をお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

おくやみコーナーにつきましては、デジタル市役所内に「おくやみ手続きナビ」と「おくやみ手続きの該当確認」を用意し、必要となる手続や必要な書類を一覧で確認していただけるようにしているところであります。

「おくやみ手続きナビ」は、おくやみハンドブック共同発行事業者が運用しているもので、個人の情報を入力することなく年金加入の有無などの状況を御回答いただくことで、一般的に必要な手続などを把握いただけるものであります。

また、「おくやみ手続きの該当確認」は市が運営をしております、亡くなった方の基本情報を入力いただくと、その情報を基に市のほうで調査をいたしまして、後日にはなりますが、メールで必要な手続や書類、担当部署などを御連絡するもので、こちらでも入力項目を極力少なくし、簡易に御利用いただけるよう努めているところであります。

どちらも御遺族の負担軽減につながるものと考えておりますが、いずれも令和7年度から開始したところであり、十分に周知ができていない面もあると思いますので、利用状況等を見ながら必要な改善等に努めてまいりたいと考えております。

なお、周知ということにつきましては、先ほど答弁をさせていただいた内容も踏まえまして、市民の皆様には誤解を与えないという点にも十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（清水隆宏）

御答弁いただきました。必要な改善に努めていただけることが分かりましたので、ぜひ早期の御対応をよろしくお願いいたします。

最後に、利用環境について伺います。

おくやみコーナーは、一定の利用ニーズがある一方で、予約枠が埋まりやすく、場合によっては1週間から2週間程度お待ちいただくこともあるとのことでした。

また、先ほど御答弁にもありましたが、利用者数は緩やかに増加しているものの、死亡者数に対する利用割合は約半数にとどまっています。もちろん、全ての方がおくやみコーナーの利用を希望されるわけではありませんが、利用を希望しても予約枠の都合により利用しづらい状況があるのであれば、市民サービスの向上という観点から、

改善の余地があると考えます。

そこでお尋ねします。

利用を希望する方がより利用しやすい環境を整えるため、おくやみコーナーの予約枠を拡充するお考えはないかお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

おくやみコーナーにつきましては、事前予約制により対応しておりますが、希望する日時に予約が取りにくい状況が生じていることなど、市民ニーズに対して十分には応え切れていない状況もあると認識しているところであります。

一方で、予約枠を増やすためには課題もありまして、現状、プライバシーに配慮して個室を用意しておりますが、庁舎内のスペースには限りがあり、新たな専用個室の確保が容易ではない状況であります。加えて、人員体制面での制約もございます。

また、所要時間を短縮して予約枠を増やすことについては、先ほど申し上げたとおり、予約枠の時間については慎重な検討が必要であるとも考えておりますので、現時点で直ちにおくやみコーナーの予約枠を増やしていくことは困難な面もございます。

本市としても、おくやみコーナーの充実の必要性は感じておりますので、引き続きおくやみコーナーの充実に資する改善などについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1 番（清水隆宏）

御答弁ありがとうございました。おくやみコーナーの充実に向けた改善に取り組んでいただけたことが分かりました。

御答弁にもございましたが、今後、需要は高まっていくサービスだと思います。

おくやみコーナーは、御遺族の負担軽減につながる大変意義のある取組であると考えております。

大切な方を亡くされた後は、心身ともに大変な時期です。そのような中で、必要とされる方がより利用しやすい環境となるよう、引き続き改善に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

また、おくやみコーナーに限らず、市役所で行う様々な手続においても少しずつ改善がなされることを期待しております。

以上をもちまして、質問項目2点、全てを終了いたしました。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、加藤晶子議員。

○ 19 番（加藤晶子）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております項目 2 点について質問させていただきます。

質問項目 1、リトルベビー（低出生体重児）への取組について。

（１）リトルベビーの家族への支援についてです。

低出生体重児、いわゆる「リトルベビー」とは、出生時の体重が2,500グラム未満の赤ちゃんを指します。

厚生労働省の統計によりますと、国内で誕生する新生児のうち、リトルベビーが占める割合は近年おおむね9.4%前後、約10人に1人の割合で推移しており、決して少なくない状況にあります。

リトルベビーの中でも、2,000グラム以上2,500グラム未満で生まれる赤ちゃんが多い一方で、1,500グラム未満の、これは「極低出生体重児」と表現しておりますけれども、1,000グラム未満の「超低出生体重児」として生まれてくる赤ちゃんもあり、成長や発達の面で特別な支援が必要となる場合がございます。

また、早産などによる急な出産で地域の産婦人科から新生児集中治療室（NICU）のある総合病院へ搬送され、予期せぬ環境で出産を迎えるケースも少なくありません。

保護者の皆様は、我が子の命への心配や育児への不安に加え、身体的・精神的にも大きな負担を抱えておられます。

そこで、次の2点について伺います。

ア、本市におけるリトルベビーの御家族へのサポート体制についてお尋ねいたします。

イ、リトルベビーハンドブックについてです。

リトルベビーハンドブックとは、小さく生まれた赤ちゃんとその保護者のために作られた冊子で、2018年に静岡県で初めて作成され、現在では全国へと広がっています。愛知県でも、出生体重がおおむね1,500グラム未満のリトルベビーを育てる保護者を支援するため、「あいちリトルベビーハンドブック」を作成し、市町村を通じて交付しております。このハンドブックには、先輩ママたちの経験談や応援メッセージ、通常の母子健康手帳では記録しづらい細かな成長記録欄などが盛り込まれております。本市では、このハンドブックをどのように活用しているのかお尋ねをいたします。

（２）母乳パックなどへの助成について。

リトルベビーがNICUなどで医療ケアを受けている間、お母さんは毎日搾乳を行い、母乳を病院へ届け続けなければなりません。これは体力面・精神面の負担に加え、専用の搾乳器購入であったり、レンタルであったり、もしくは消耗品である母乳パッ

クの費用など、経済的負担も大変大きいものがございます。

鹿児島県日置市では、リトルベビーを育てるお母さんを対象に、搾乳器の購入レンタル費用や、母乳パックの購入費用に対し、合計額の2分の1、上限2万円を助成する事業を今年度から開始をいたしました。

「搾乳は目に見えない育児であり、その大変さは周囲に理解されづらい」とも言われています。そのような中、搾乳関連用品への直接的な助成は、小さな命を社会全体で支え、守り育てていくという観点からも、大変意義のある取組であると考えます。

そこで、本市においても、搾乳器や母乳パックの調達に対する助成ができないかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目1、リトルベビー（低出生体重児）への取組について、（1）リトルベビーの家族への支援について、ア、本市におけるリトルベビーの家族へのサポート体制についてのお尋ねであります。

生まれたときの体重が2,500グラム未満の低出生体重児、いわゆるリトルベビーの本市の出生状況は、令和3年度から令和7年度までの5年間の平均で、出生数全体の約10%であり、令和7年度の出生数837人のうち82人でありました。

低出生体重児が生まれた場合は、保護者は母子保健法に基づき、居住地の自治体へ「低体重児出生届」の届出が義務づけられております。本市では、低体重児出生届のほか、出生した医療機関からの情報提供により、低出生体重児の把握に努めております。

本市のサポート体制につきましては、助産師による乳幼児全戸訪問に加え、養育支援が特に必要であると判断された家庭に対して実施する養育支援訪問を行うなど、母子の健康状態の確認、育児に関する相談・指導並びに保護者の心身の状態把握に努めており、ケースによっては保健センターの地区担当保健師も関わり、きめ細かなサポートを実施しております。

また、訪問時の相談内容や保護者の心身状態から、産後ケアの利用や、家事や育児を援助するためのヘルパー派遣を促すなど、個々の状況に合った適切な支援の提供ができる体制に努めているほか、ケースによっては訪問看護と連携するなど、多角的なサポートを実施しております。

医療面での経済的支援としましては、未熟児養育医療給付制度の対象となる出生体

重が2,000グラム以下の低出生体重児につきましては、指定医療機関における入院養育に必要な医療費を公費により負担しており、保護者の経済的負担の軽減に努めております。

また、保護者の心理的な負担の軽減を図ることを目的に、愛知県内のリトルベビーサークルを紹介し、同じような境遇の方同士でお話ししていただき、子育ての相談や低出生体重児で産んだことの気持ちを共有したり、お子さんたちの成長をみんなで喜び合ったりするなどのピアサポートを行っております。

本市といたしましては、低出生体重児とその家族が安心して子育てできるよう、今後も支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

続きまして、イ、「あいちリトルベビーハンドブック」を本市ではどのように活用しているかのお尋ねであります。

「あいちリトルベビーハンドブック」は、出生体重がおおむね1,500グラム未満のお子さんを持つ保護者の方に安心して育児をしていただくために愛知県が作成した冊子であり、先輩ママたちの子育て経験談やこれからお子さんを育てられる皆様への応援メッセージのほか、3歳までの成長の記録欄が盛り込まれており、親子健康手帳と併せて御活用いただける冊子となっております。

本市におきましても、愛知県からハンドブックを数部受領しており、子育て世代包括支援センターに配備しておりますが、低出生体重児は出生後すぐに周産期母子医療センターのNICUなどに入院することが多いため、主に入院した周産期母子医療センターで配布され、既にお持ちになっていることが多く、窓口で配布することはほぼありません。このため、本市では、助産師による養育支援訪問時や子育て世代包括支援センターの窓口での御相談の際に職員がお声かけをして、お子さんの成長の記録を保護者とともに記入したり、応援メッセージを記入しながらこのハンドブックの活用を促しているところであります。

続きまして、(2)母乳パックなどへの助成について、搾乳や母乳パックの調達に対する助成ができないかのお尋ねであります。

先ほど答弁しましたとおり、低出生体重児は、出生後すぐに周産期母子医療センターに入院することが多く、入院中は保護者が母乳を病院に届ける必要がありますことから、身体的・精神的負担に加え、経済的負担も大きくなります。

特に、経済的負担につきましては、入院が長期化するほどその負担は大きくなり、特に未熟児養育医療制度の対象外である母乳パックなどの消耗品代や、入院先の病院までの交通費にかかる費用負担は大きなものとなります。

議員から御紹介がありました鹿児島県日置市の助成制度につきましては、未熟児養

育医療制度の対象となるお子さんを養育している方を対象に、搾乳器や母乳パックの購入費用などに関する助成を本年4月から開始されたものと承知しておりますが、本市の相談窓口や養育支援訪問時の助産師との相談におきまして、経済的負担についての御要望はこれまでのところ受けておりません。本来であれば、このような支援は、国や県レベルでの支援が必要であり、本市といたしましては、国や県に対して今後助成を要望していくとともに、他市町の先行事例について、引き続き調査・研究していきたいと考えております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

本当に丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

まず、（1）のリトルベビーの家族への支援の中で、ア、サポート体制、御家族へのサポート体制でありますけれども、本当に今御答弁伺って、お一人お一人へのきめ細かなサポートをしていただいているということがよく分かりました。本当に感謝を申し上げます。

リトルベビーの保護者の方々は、やはり周囲との成長の違いであるとか、将来への不安といったものから、本当に深い葛藤を抱えておられます。今後とも寄り添った支援の継続をどうかよろしくお願いいたします。

リトルベビーハンドブックでありますけれども、主に周産期母子医療センターで頂けていると、お届けをいただいているということでしたけれども、今後の話なんですけど、県外での里帰り出産というのも考えられるかと思います。包括のほうで幾つか、何冊かストックがあるとは思いますが、できればそうした方々に速やかに対応するためにも、一定のストックというのはお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いずれにしても、このハンドブック、本当に必要とする全ての皆様が有効に御活用いただけますよう、また、今後とも積極的なお声がけを重ねてお願いをいたします。

この（1）の支援で再質を1点させていただきます。

近隣の春日井市や北名古屋市では、この低出生体重児の出生届時の対応、こうした内容や、また、ハンドブックの活用方法、そして県の特設ページへのリンクなどが、この市のホームページで発信して必要な情報へアクセスできるように配慮されています。本市においても、同様に、ホームページなどを活用して情報発信や周知を図ることができないか、御所見をお尋ねします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

現在、子育て世代包括支援センターのホームページでは、「2,500グラム未満の赤ちゃんが生まれたら」として、低出生体重児の届出フォームの掲載や相談先、未熟児養育医療制度についての掲載をしております。

今回の御提案を受け、愛知県のホームページに掲載されております「あいちリトルベビーハンドブック」についてのリンク先や、県内で活動しておりますリトルベビーサークルの紹介を追加するなど、低出生体重児とその家族へのサポート情報を掲載していきたいと考えております。

以上になります。

〇19番（加藤晶子）

大変に前向きな御答弁をいただきありがとうございます。本当に期待をしております。ありがとうございます。

（2）に移ります。

（2）の母乳パックへの助成でありますけれども、今の御答弁にありましたとおり、本来であれば、こうした支援というのは国や県レベルでそうした制度設計が本当に理想であるというふうに私もそれは同感です。しかしながら、全国の先進的なこうした助成制度、その多くは、一つの自治体の小さな一歩から始まっているというふうに思っております。

本市は、これまでも子育てを全力で応援するまちとして、他市町に先駆けた支援を実現してこられました。ぜひ、本市がこうした課題の突破口となって、リトルベビーの御家庭を支援できるよう、どうか前向きに御検討いただきますよう、これは要望させていただきます。

この項目1、全体に通してもう一点、再質させていただきます。

毎年11月17日は世界早産児デーとされております。世界100か国以上でイベントや啓発活動が行われております。国内でも医療機関や自治体が参画をし、シンボルカラーであるパープルのライトアップや写真展などの啓発活動が行われております。小さく生まれた赤ちゃんや御家族を社会全体で温かく支える機運を本市でも醸成するため、この日に合わせたアクションを起こしてはどうかと考えます。

例えば、小牧山城のパープルライトアップというのはちょっと難しいとは思いますが、本当に身近に子育て包括支援センターで、例えば手作りのものを飾りつけをすとか、もしくは広報やSNS、図書館を活用した市民への周知、また、啓発活動に取り組んではどうかと思いますが、御所見をお尋ねいたします。

〇こども未来部長（川尻卓哉）

世界早産児デーは、早産児とその家族が直面する課題や負担に対する意識を高める

ことを目的として2008年に制定され、その後、2025年に公式の世界保健キャンペーンとして承認され、WHOの年間スケジュールに追加されております。現在では幾つかの自治体で世界早産児デーに合わせた啓発イベントが開催されており、愛知県内におきましても、当事者の御家族や医療機関、行政が連携して啓発イベントが開催されておりますが、一般にはまだあまり知られておりません。

本市といたしましては、こうした愛知県内の取組を踏まえ、県との連携を図りながら、まずは世界早産児デーの周知に努めていきたいと考えております。

以上になります。

〇19番（加藤晶子）

前向きな御答弁と受け取りました。ありがとうございます。これからもリトルベビーの御家族の皆様が、この小牧、このまちで安心して育てられると実感していただけるように、本市ならではのぬくもりのある取組を進めていただくことを期待いたしまして、項目1を終わります。

続きまして、質問項目2に入らせていただきます。

「生命（いのち）の安全教育」についてです。

「生命（いのち）の安全教育」とは、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、命を大切にする考えや、自分と相手を尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることを目指す人権教育です。

国は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできました。令和3年には、「生命（いのち）の安全教育の教材」及び指導の手引きを公表し、誰もが性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、継続的な普及・充実を進めてきました。

さらに本年、令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化などを踏まえて、教材や指導の手引きの拡充・改訂が行われ、さらなる普及・展開が求められております。

そこで、本市における取組状況について伺います。

（1）生命（いのち）の安全教育の取組について。

ア、保育園等における取組状況について。

イ、学校現場における取組状況について。

ウ、特別支援教育への対応について、それぞれ伺います。

エ、子どもたちを性暴力から守るためには、家庭や地域社会の理解も不可欠と考え

ますが、市民への啓発はどのように考えているかお尋ねをいたします。

(2) 「生と性のカリキュラム」との連携について。

本市では、「心豊かに生き生きと生きる力を持つ子の育成」を目指し、自己肯定感を育む「生と性のカリキュラム」を平成19年度から実施し、長年にわたり取り組んでこられました。

本市が時代に先駆けて積み重ねてきたこのカリキュラムは、非常に先駆的な取組であり、高い価値を持つものであると実感をいたしております。改めて、この「生と性のカリキュラム」が国が推進する「生命（いのち）の安全教育」の趣旨を踏まえ、どのように連携されているのかをお尋ねいたします。

(3) デジタル性暴力の対応についてです。

今回の改訂では「デジタル性暴力・SNS問題」が追記されました。

AI技術の発達と、それを悪用した実在する人物の画像を加工した性的画像の作成や拡散など、新たな人権侵害が大きな社会問題となっております。子どもたちが加害者にも被害者にもならないための教育がこれまで以上に重要であると考えます。

そこで、本市の学校現場では、デジタル性暴力の防止についてどのような教育や啓発を行っているのか、その対応についてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目2、生命（いのち）の安全教育について、（1）生命（いのち）の安全教育の取組についてのア、保育園などにおける取組状況についてのお尋ねであります。

幼児期における取組につきましては、幼児教育保育課と保健センターが連携し、公立・私立を問わず、保育園、認定こども園、幼稚園の年長児を対象に、令和6年度から「幼児期出前講座～わたしのだいじなからだ～」を実施しており、昨年度は15園で実施いたしました。

実施に当たりましては、各園の実施方法に応じて、親子を対象とする場合もあります。

この講座では、「いのちのはじまり」や「プライベートゾーン」など、子ども自身が性について学ぶ機会を設けており、年長児という発達段階に応じた形で、子どもたちが自分の体を大切にすることや、自分の体を守るための正しい知識と行動を学ぶ機会を提供しております。

以上になります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、学校現場における取組についてでございます。

学校現場における「生命（いのち）の安全教育」といたしましては、児童生徒の発達段階に応じて編成いたしました、「生と性のカリキュラム」の中に位置づけ、例えば、知らない人から声をかけられたときの対処法や、性被害やSNSによる被害について知り、自分の心と体を守る方法を考えること、SNSが発端となった事件や犯罪について知り、性犯罪に巻き込まれないために取るべき行動等について計画的に指導を行っております。

各学校の実情に応じて、養護教諭や担任による指導に加え、必要に応じて外部講師を活用するなど、各校で工夫しながら取組をしているところでございます。

また、道徳や保健体育、特別活動等と関連づけながら、子どもたちが性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないよう、適宜指導に取り組んでもいるところであります。

今後も文部科学省により拡充・改訂された教材なども活用しながら、引き続き「生命（いのち）の安全教育」を推進してまいります。

次に、ウ、特別支援教育への対応についてでございますが、特別支援教育における「生命（いのち）の安全教育」は、自立活動や生活科、保健体育、道徳等、各教科と関連づけて、児童生徒の障がいの特性や発達段階に応じて、よりきめ細やかに具体的に・体験的な活動を通して取り組んでおるところであります。

例えば、先ほどの学校現場における取組状況についての答弁でもお答えをさせていただいたとおり、文部科学省が公開しているイラストや写真・動画等の教材等を用いて視覚的に伝えたり、赤ちゃんの人形をだっこしたり、心臓の音を聴診器で聞いたり、より具体的に・視覚的な教材の活用に努めているところであります。

以上でございます。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

続きまして、市民への啓発についてであります。

本市では、「生命（いのち）の安全教育」の重要性を踏まえ、子どもたちが命の尊さを理解し、自らの身を守る力を育めるよう、社会全体でその理解促進に努めています。特に、乳幼児期からの発達段階に応じた関わりが重要であることから、母子保健事業を通じて、命の安全に関する意識啓発に取り組んでおります。

具体的には、市ホームページにおいて「生と性のカリキュラム」に関する取組や、思春期によくある質問、小学生、中学生、高校生のための相談窓口などを掲載しております。あわせて、親子で学ぶ性教育として、「幼児編」及び「小学生・前思春期編」の発達段階に応じた内容の動画をユーチューブで配信しております。

また、昨年度に引き続き、7月に中央図書館のイベントスペースを活用し、性教育に関する展示を実施いたします。

展示では、プライベートゾーンの理解促進をはじめ、学校と連携して実施する「生と性のカリキュラム」の概要や、子どもの成長段階に応じた関連図書の紹介を行うほか、胎児人形のだっこ体験会も予定しております。今後も子どもたちだけでなく、多くの市民の皆様に関心を持っていただけるよう、効果的な周知啓発に取り組んでまいります。

続きまして、(2)「生と性のカリキュラム」との連携について。

「生と性のカリキュラム」が「生命（いのち）の安全教育」の中でどのように連携されているかについてであります。

「生と性のカリキュラム」は、本市の母子保健推進協議会と学校保健教育研究会が連携し作成した、学習指導要領を基盤とした本市独自のカリキュラムです。

現在の学校教育における取組については、母子保健や健康教育の専門的な知見を生かし、教育委員会と連携しながら、発達段階に応じた健康教育の実施、相談窓口の周知などに取り組んでおります。

保健師などによる授業では、小学2年生の親子へは、助産師から「おへそのひみつ」をテーマに、中学3年生は、保健師からの「すてきな大人になろう～性感染症の予防～」をテーマに、心身の健康に関する情報提供、妊娠や出産、性感染症予防などに関する正しい知識の普及を行っております。

高校生に対しては、保健師から「人を好きになる」をテーマとして、これまでの学びに加えて、プレコンセプションケアの理解促進など、より実践的なカリキュラムを提供しています。

このほか、令和7年度より信頼できる相談先の周知を図るため、市内中学生に配布されているタブレット上で確認できるよう、相談窓口のアイコン設定などを行ったところです。

令和6年度からは、幼児期出前講座「わたしのだいじなからだ」を市内保育園、幼稚園などの年長児を対象に実施し、幼児期からの取組も進めております。

今後も関係機関と情報共有を図りながら、子どもたちの発達段階に配慮し、自分と相手の命や体を大切にできるよう、「生命（いのち）の安全教育」に資する取組として、カリキュラムを推進してまいります。

私からは以上となります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、デジタル性暴力の対応についての、どのような対応を考えているかと

いうお尋ねでございます。

今回、文部科学省が改訂いたしました「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きに、改めて「デジタル性暴力」という文言が追記されたところではありますが、「デジタル性暴力」に対しましては、近年、SNSやインターネットを通じた被害が増加しているという状況を踏まえまして、以前より、社会全体として対策が求められてきたものでございます。そのため、本市の学校現場におきましては、これまでも情報モラル教育の中で、SNSやインターネットの適切な利用やトラブル防止についてなど、児童生徒が自ら判断し、適切に行動する力を育むための指導をしてきたところであり、引き続き、児童生徒の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

それぞれに御答弁をいただきました。いろいろちょっと申し上げたいこともあるんですが、まず、（1）のア、生命（いのち）の安全教育の保育園等における取組状況は、保健センターと連携していただいて、年長児を対象とした出前講座ということで、これ本当に大変心強い取組だというふうに思っております。

今、インターネットやSNSの利用というのが非常に低年齢化していて、SNSなどを通じての被害というのは、未就学児のお子さんにも及んでいるという実態があるという伺っております。こうしたことを何としても防止するためにも、こうした小さいうちからの教育というのはとても重要になってくると思いますので、また、今後とも国からもいろんな視点が、最新のいろんな考え方も示されていると思いますので、そうした視点も取り入れながら、さらなる取組をよろしくお願いいたします。

イの学校現場における取組状況ということで、御答弁の中で、「生と性のカリキュラム」の中に位置づけて実施されているというお話だったんですね。実は、私も以前同じように捉えていました。うちはもう「生と性のカリキュラム」があるから「生命（いのち）の安全教育」はやれてるわというふうに単純に思っていたんですけども、実は国の「生命（いのち）の安全教育」は、市のカリキュラムとはやはり異なる視点というのが結構あると思いました。

勉強させていただいて、例えば簡単に申し上げますけど、小学校低学年での同意の基本、高学年では既にデジタル性暴力対策がうたわれております。また、中高生においては、性的同意、そして、デートDVといったのはもう具体的にこの中に盛り込まれております。さらには、行動する第三者のアクティブバイスタンダーの視点というのが取り組まれておりますし、法的リテラシーまで網羅をされているということで、非常に自分自身の捉え方がちょっと駄目だったなというふうに思っております。

さらに、今回の改訂では、性犯罪・性暴力に係る法改正や、また、SNS、AIを巡る新たな課題など、今の時代を反映した内容となっております。これらを現場の教職員の方々が正しく理解をして、子どもたちへ確実に伝えていっていただくことが今後の鍵を握るというふうに考えております。

そこで、再質問をさせていただきます。

本市の教職員研修において、「生命（いのち）の安全教育」の視点はどのように組み込まれているのか、それをお尋ねをいたします。

○教育長（中川宣芳）

「生命（いのち）の安全教育」の新たな内容に関する教職員研修の位置づけについてでございますが、これまでも各校におきまして、性暴力防止に向けた指導や、教職員研修を継続して実施してまいりました。

また、令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立をいたしまして、令和8年12月25日に施行される予定であります。

この法施行を見据え、今年度は、子どもへの性暴力防止に関する教職員の理解を一層深めることを目的といたしまして、全校を対象とした研修を実施する予定としておるところであります。

今後も研修内容の充実を図りながら、教職員の指導力向上に努めて、子どもたちの安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（加藤晶子）

御答弁いただきました。これまでもそうした性暴力防止に向けての様々な研修や、また、指導をしていただいていたけれども、今年度は12月に向けてDBSに向けてでありますけれども、全校を対象とした研修ということで予定をしていただいているということでした。

できましたら、今回のこの「生命（いのち）の安全教育」なんですけども、この「生命（いのち）の安全教育」自体、全国的にも実は実施状況に地域差があります。これ県もそうですし、県内の市町村によってもそうですし、市内の学校においてもそうした地域差というのが課題というふうに指摘をされております。もしできれば、やはりせつかく全校を対象とした研修を予定されているということですので、この「生命（いのち）の安全教育」の視点というのもぜひ勉強をしていただいて、そうした最新の課題、そうした最新の視点というのも確実に反映していただけるようお願いしたいと思います。これは要望させていただきます。

ウの特別支援教育への対応は、それぞれの特性に応じて本当に丁寧な対応をされていらっしゃるということで、子どもたちの確かな学びにつながるものと期待をしております。

エの市民への啓発も、本当にホームページの掲載であったり、動画の配信であったり、また、図書館での展示体験会など、本当に多角的に周知に取り組んでいただいていることがすごくよく分かりました。

本当にこの「生命（いのち）の安全教育」は、実効性あるものにするためには、保護者の方々、さらには地域社会の理解というのがもう欠かせないことだと思っております。ぜひ今後ともこうした、今も多角的に行っていただけてますけれども、今後こうした取組の継続強化というものをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2)の「生と性のカリキュラム」との連携でありますけれども、本当に御答弁にもありましたけれども、とてもこのカリキュラムは丁寧に組んでくださって、本当にここに関係する関係者の皆様には、もうその御尽力に心から敬意を表したいという、そういう思いでいっぱいです。

昔からこの「生と性のカリキュラム」、何度か改訂をされましたけれども、子どもたちのためにということで、本当に保健センターの方々中心になって、関係者の方々も一生懸命考えていただいているのを伺っております。

実はこの「生命（いのち）の安全教育」の根本になっているその考え方ですね、性と生殖に関する健康と権利、SRHRというふうに表現されるんだそうですけども、この認知度は、実は我が国は25%ぐらいにとどまっているというふうに指摘をされています。ただ、本市は、この「生と性のカリキュラム」があるおかげで、恐らくこの認知度というのは高くなっているのではないかなというふうに推察をしているところです。これはすみません、感想なんですけれども、ここに関連して、学校に赴いての取組に関して再質問させていただきます。

これまで、実は性に関する指導の慎重化のために、特定の性教育内容を一律には教えないとする、いわゆる歯止め規定というのがあったと思います。これに対し、国は、外部講師の積極的活用を促しております。専門家から直接学ぶことが子どもたちが正しく理解する上で非常に有効であると考えております。もちろん「生と性のカリキュラム」で先ほど御答弁にもありましたとおり、保健センターのほうから専門職の方が来ていただいているんですけれども、全体として、こうした考え方の下、外部講師の活用についてなんですけれども、教育委員会のお考えをお尋ねをいたします。

○教育長（中川宣芳）

小牧市におきましては、様々な場面で専門的な視点を取り入れた指導の充実を図るために、外部講師としてのゲストティーチャーの活用に取り組んでまいっているところでございます。「生命（いのち）の安全教育」を位置づけた「生と性のカリキュラム」では、先ほども答弁ございましたが、小学校2年生と中学校3年生の授業に保健センターより外部講師を招き指導していただいているところであります。

また、毎年各学校で開催される学校保健委員会におきましても、各学校が設定したテーマに応じて講師を招くなど、関係機関との連携を図りながら外部講師の活用を進めているところでございます。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。外部講師のゲストティーチャーはもうぜひウェルカムという考え方であるというふうに受け止めました。

この「生命（いのち）の安全教育」に関してですけれども、可能であればということなんですが、今後例えば地域の産婦人科の先生とも連携をしながら、医療の専門的見地からアプローチを加えることでより深い学びにつながるのではないかなというふうに考えております。それには医師会との連携というのもちょっといろいろ課題があるとは思いますが、またオンライン授業ということも活用しながら、ぜひ外部の専門家の方々の一層の外部専門家のゲストティーチャーの活用というのを引き続きよろしくお願いをいたします。

続きまして、（3）のデジタル性暴力の対応について、本市は本当にこれまで情報モラル教育にもうずっと以前から力を入れてきてくださっております。しかしながら、今回あえて、今回デジタル性暴力が追記されたこともあるんですけれども、やはり現在生成AIの急速な普及によってディープフェイクなど、本当に新たな人権侵害の脅威が身近に迫ってきているんじゃないかなという、私もそうした危機感を覚えております。こうした生成AIの悪用リスクに対して、市としてどのように対応を考えているのかを再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○教育長（中川宣芳）

本市におきましては、これまでもインターネットの適切な利用やトラブル防止につきまして指導してきたところでございますが、「デジタル性暴力」や「生成AI」など、デジタル技術の急速な進展に伴い、新たに生じるトラブルに対応できるよう、実践的なメディアリテラシーの育成を目指した教育を行っているところであります。

なお、仮に学校に生成AIでのトラブルの相談があった場合は、児童生徒のプライバシーを確保しつつ、児童生徒の保護者や警察等関係機関と連携を図りまして、適切

な対応をしていくこととしているところでございます。

以上です。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。実践的なメディアリテラシーの育成ということを今後また力を入れてくださるということで分かりました。

今御答弁にもありましたけれども、トラブルが発生した際というところで、御答弁にもあったんですけれども、本当にこのデジタル性暴力は、被害が一瞬で拡散して完全な消去が困難という深刻な特性がありますけれども、こうしたトラブルに子どもたちが巻き込まれた際の本市の相談窓口の体制、これが先ほど個別での対応のお話はあったんですけれども、相談窓口の体制としてはどのようになっているのかを改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

デジタル性暴力に関わるトラブルが発生した際の相談体制につきましては、学校における対応に加えまして、児童生徒及び保護者が外部の窓口へ相談できるように各都道府県に設置されております相談機関、「ワンストップ支援センター」や愛知県警察本部の「子ども性被害110番」など、状況に応じた幾つかの相談窓口を各小中学校におきまして周知を行っているところであります。

以上です。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。県や県警の相談窓口をしっかりと周知をさせていただいてるということで、相談先が明確化されていると初期対応の迅速化につながるというふうに思います。とても大切なことだと思っております。重要なのは、子どもたちが実際にアクセスできる心理的ハードルを下げるということですか、そういうことが大切だなというふうに思っております。本当に傷ついた当事者の不安に寄り添う、そうした運用の徹底と、何か表現おかしいかもしれませんが、そうした運用ができるようにぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問です。

本市がこれまで先進的に進めてきました「生と性のカリキュラム」は、国が推進する「生命（いのち）の安全教育」の方向性と合致していると考えております。今後なんですけれども、こうした国のフレームワークの中にこの本市の取組を体系的に位置づけて、時代に即した形でバージョンアップさせていく、させていってはどうかと考えますけれども、市の見解をお尋ねをいたします。

○市長（天野正基）

文部科学省が令和３年から推進する「生命（いのち）の安全教育」は、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、その影響を正しく理解した上で、子どもが自分や相手一人一人を尊重する態度を発達段階に応じて身につけることを目的とするもので、この趣旨を十分認識しているところです。

本市においては、平成18年に策定し、平成19年から推進している市独自の「生と性のカリキュラム」に「生命（いのち）の安全教育」の理念や要素も取り入れ、幼児期から学齢期に至る成長段階に応じた体系的な取組を進めてまいるところです。あわせて、悩みや相談に専門職員が対応できる体制の整備など、社会全体で子どもたちを支える仕組みの構築に努めてきたところであります。これらは「生と性のカリキュラム」の取組や本市の貴重な財産であります。

今後も社会環境の変化や課題の多様化を捉え、これまでの取組を発展させ、子どもたちが自他の命を尊重し安全に生きていく力を身につけることができるよう推進してまいります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。考え方は分かりました。私も「生と性のカリキュラム」はすばらしい取組だというふうに認識しておりますので、また、国の動きを見て、今後はどのようになるのかちょっと分からないんですけども、位置づけれるのか位置づけれないのか、その辺はちょっと分からないので、また御検討いただければと思います。

最後に、次代を担う子どもたちが互いを尊重し合い、健やかに安全に生き抜いていける未来を目指して、今後の取組の継続と進化を期待して、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中であります。ここで暫時休憩をいたします。再開は午後１時いたします。

（午前11時45分 休 憩）

（午後 1 時00分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（永井孝典）

先ほど午前中の私の一般質問におきまして、質問項目1の表題を、集会施設についてと申し上げましたが、正しくは地域の会館についてであります。謹んでおわび申し上げますとともに訂正をお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

個人通告質問を続行いたします。

次に、佐藤早苗議員。

○9番（佐藤早苗）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております、質問項目1点について質問させていただきます。

「命と健康を守る予防接種について」です。

感染症から命を守る予防接種は、個人の健康を守るのみならず、医療費の削減や地域全体の公衆衛生の向上に直結します。本市も様々な取組を進めていただけていますが、正しい情報が届かず、接種機会を逃している方がまだ見えます。希望する全ての方が受けやすい環境を整えていくことが大切であると考えます。

（1）MR（麻疹・風疹混合）ワクチンについて。

今年に入り、はしかの流行が急速に広がっています。はしかは擦れ違っただけでも感染が成立すると言われるほど感染力が強く、インフルエンザの約10倍と言われています。特効薬がないため、合併症の発生率が高く、重篤化する場合があります。

今年の全国の感染者数は、6月3日の時点で523例に上り、愛知県では昨年の同期と比べても高いペースで拡大をしています。本市におきましても、昨年の12月8日に2名の麻疹陽性が確認をされました。予防にはワクチンを確実に2回接種することが非常に重要です。

現在の定期接種は1回目は1歳児、2回目は小学校就学前で計2回受けるようになっていきます。しかし、コロナ禍の影響や製薬会社の供給不足などで、子どもの接種率は低下傾向にあります。全国的に24年度の1回目の接種率は93%、2回目の接種率は91%と集団免疫に必要であると言われる95%以上という目標をそれぞれ下回っています。このまま免疫を持たない子どもが増えると、将来的に感染拡大につながるおそれがあります。

そこで、本市の、ア、現状を伺います。

今年の急激な流行の要因は、国立健康危機管理研究機構によると、二つあると考えられており、一つは、海外からのウイルスの流入です。もう一つは、10から40代における予防ワクチンの未接種の人、1回のみ接種の人の存在で、今回の感染者のうち7割がこの世代とのことです。

予防ワクチンは、世代間で接種回数が異なります。未接種の人が感染すると重症化しやすく、強い感染力で拡大に拍車をかけます。

そこで、イ、成人で2回接種していない未接種の方の実態把握をどのようにされているのか伺います。

(2) R S ウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）について。

R S ウイルス感染症とは、2歳までにほぼ全ての乳児が感染するとされている呼吸器の感染症で、これも特効薬がなく、重症化するおそれがある疾患です。

今年度より、R S ウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）が定期接種化されました。妊婦が接種をすることで、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行することにより、生まれた直後から乳幼児を感染から守り、肺炎などを約5割、重症化を約7割防ぐ効果があると確認をされています。しかし、接種対象が妊娠28週0日から36週6日までと限られているため、接種機会を逃さないようにすることが大切です。

そこで、ア、周知について伺います。

イ、今年4月に接種された方の現状について伺います。

(3) 高齢者肺炎球菌ワクチンについて。

厚労省の統計によると、肺炎は日本人の死因の第5位に位置をしています。先週、芸能界でガッツ石松さんや中村玉緒さんも肺炎でお亡くなりになったと報道がありました。肺炎は免疫力が低下する高齢期に増え、症状が分かりにくいまま重症化しやすく、重症から回復しても寝たきりや介護などの後遺症を残す予後不良の疾患です。肺炎の死亡者の97%以上を65歳以上の高齢者が占めており、その原因菌として最も多いのが肺炎球菌です。そのため、肺炎球菌ワクチンを接種することで重症化を抑制し、死亡率を減らすことが期待されていますが、高齢化が進む日本において、接種率が低いのが現状です。

そこで、本市の、ア、肺炎球菌ワクチンの接種率について伺います。

今年度より定期接種で使われていたワクチンが23価肺炎球菌多糖体ワクチンから20価肺炎球菌結合型ワクチンに変更をされました。従来の23価のこれまでのワクチンの効果は、日本呼吸器学会によると、5年以上経過すると効果が弱くなるとされています。今回の20価の新ワクチンはより効果が優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価しています。

そこで、イ、新ワクチンの効果とその周知について伺います。

他自治体では、高齢者の重篤な肺炎の原因である肺炎球菌への感染予防に資するワクチン接種を促進するために、これまで定期接種を一度も受けてこなかった方などを対象に独自の助成制度を設けています。

ウ、近隣市町での肺炎球菌ワクチン助成制度の導入状況について伺います。

(4) HPVワクチンについて。

子宮頸がんは日本で年間約1万1,000人が罹患し、約2,900人が亡くなる疾患です。その原因の80から90%はヒトパピローマウイルス、HPVへの感染であり、ワクチン接種によって予防できる唯一のがんです。しかし、定期接種の積極的勧奨差し控え前には約70%程度であった接種率が、差し控え後には約1%未満まで低下をしました。現在は回復傾向にあるものの、依然として低い状況です。

今年の4月からこれまで定期接種で使用されてきた2価・4価ワクチンが除外され、9価ワクチン「シルガード9」に一本化をされました。9価ワクチンは、子宮頸がんの原因の80から90%の感染を予防できるとされており。そして、もう一つ大きなメリットが、15歳の誕生日前日までに1回目を接種すれば、原則2回の接種で完了できるという点です。これまでの2価・4価のワクチンは3回接種が必須でしたが、9価ワクチンでは、早期に接種を開始することで接種回数を1回減らすことができます。

そこで、接種対象者の、ア、初回接種をした年代別接種率を伺います。

イ、個別通知の対象年齢について伺います。

ウ、個別通知の内容について伺います。

エ、接種開始年齢によって2回接種と3回接種がありますが、その予防効果について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

質問項目1、命と健康を守る予防接種について、（1）MR（麻疹・風疹混合）ワクチンについて、ア、現状についてであります。

はしかとは、「麻疹ウイルス」によって引き起こされる急性の全身感染症で、その感染力は非常に強く、免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%が発症し、一度感染すると一生免疫が持続すると言われていています。

麻疹ウイルスの感染経路は、空気感染、飛沫感染、接触感染で、手洗いやマスクだけでは予防することはできず、最も有効な予防法として、麻疹含有ワクチンの接種とされています。

本市で実施する「麻疹・風疹混合」いわゆる「MRワクチン」の予防接種は、予防接種法に基づく定期接種として実施しております。第1期接種として1歳から2歳未満に、第2期接種として小学校入学前の1年間、それぞれ事前に予診票を郵送し、対

象となる期間内に接種ができるよう促しています。その接種状況は、令和7年度の第1期の接種率は97.0%、第2期は92.0%です。

次に、成人を対象としたワクチン接種は、任意接種のため全額自己負担となりますが、近年のはしかの流行を背景に、海外へ旅行を予定している方、接種履歴が不明な方などには接種を御検討いただけるよう情報提供に努めています。

続きまして、イ、成人で2回接種していない方の実態把握についてであります。

MRワクチンの接種回数や制度は、これまで大きな変遷を経てきております。このため、特定の性別や年代において、公的な接種機会が制度として設けられていなかった、あるいは接種の対象ではなかったという方がお見えになります。特に、麻疹ワクチンの定期接種が1回または0回であった方は、免疫が不十分な可能性が高いとされており、感染リスクの観点からも注意が必要です。

本市におきましては、こうした過去の接種状況について、個々の実態を把握しておりませんが、平成26年度に健康管理システムを導入して以降は、定期接種などは接種実績を把握しております。

御自身の抗体保有については、親子健康手帳で過去に何回ワクチンを接種したか記録を確認いただくか、医療機関などにおいて麻疹の抗体検査を受けることで、現在の免疫状態を把握することが可能となります。こうした制度の変遷による影響も踏まえ、市民の皆様に対し、分かりやすい情報提供と感染拡大防止に向けての注意喚起を一層強化するとともに、必要な方が適切に抗体検査や予防接種につながるよう、引き続き着実に取り組んでまいります。

続きまして、(2)RSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)について、ア、周知についてであります。

今回、定期接種化された母子免疫ワクチンは、妊婦に接種することにより、母体の体内で抗体が生まれ、その抗体が母体から胎児へと移行することで、出生後の乳児をウイルスから守る日本のワクチン接種では初めてのワクチンとなります。そのため、接種の対象となる方だけでなく、接種を行っていただく医療機関への周知も重要だと考え、接種開始に向け準備を進めてまいりました。

接種の対象となる方は、妊娠28週から36週6日の妊娠中の方で、定期接種が4月1日から開始とされたことから、親子健康手帳の交付を既に受けている方に、子育て世代包括支援センターと連携し、出産予定日から換算して4月1日時点で妊娠36週6日までと判断される348名へ3月11日に個別に案内をお送りいたしました。その中で、接種に当たっては、母体及び胎児の健康状態に応じて接種の可否を個別に判断する必要があることから、妊婦健診を受けている医師と十分に相談の上、接種していただく

よう併せて周知をしております。

4月以降は、親子健康手帳交付時に定期接種について御案内しているほか、市ホームページや広報5月号へ掲載するなど、周知啓発を行っております。

また、本接種は、産婦人科以外の医療機関においても実施することから、市内医療機関に対して、制度内容や対象者、接種方法などの周知を図るとともに、妊婦健診を担当する医師の判断を踏まえた接種の実施について依頼するなど、接種を希望される方が安心して接種いただけるよう、医療提供体制の整備を進めているところです。

続きまして、イ、今年4月に接種された方の現状についてであります。

ただいま答弁をさせていただきました、3月11日に個別に案内をお送りした348名についての接種状況でお答えをさせていただきます。

令和8年4月末現在で73名が接種されております。

○健康生きがい支え合い推進部次長（高木晶子）

それでは、（3）高齢者肺炎球菌ワクチンについての、ア、接種率についてであります。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、高齢者の重症化予防を目的として平成26年10月に予防接種法が改正され、65歳の方などを対象として定期接種が開始されています。

定期接種の接種率につきましては、過去3年間の実績でお答えをいたします。令和5年度25.4%、令和6年度28.7%、令和7年度51.7%となっています。令和7年度に接種率が上昇していますが、これは令和8年度からワクチンの種類が変更となり、料金も変更となることから、未接種の方宛てに通知したことによるものと分析しております。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

続きまして、イ、定期接種で使用する新ワクチンの効果とその周知についてであります。

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種では、令和8年4月1日から使用するワクチンの種類が、これまでの「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」から、より強い免疫応答が期待される「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」へ変更されております。

肺炎球菌には100種類以上の血清型が存在しており、この新ワクチンは、そのうち20種類の血清型をカバーしています。この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約5割から6割を、血清型によらない侵襲性肺炎球菌感染症全体の約3割から4割を予防する効果があるという研究結果が報告されています。

新しいワクチンは従来のワクチンと比較して効果の持続期間が長く、1回の接種で高齢者に多い肺炎球菌による肺炎の重症化を防ぐことができると期待されています。

本市といたしましては、ワクチンの有効性や期待される効果について、市ホームページに分かりやすく掲載し、接種対象となる高齢者の方々をはじめ、市民の皆様への周知に努めてまいります。

続きまして、ウ、近隣市町での高齢者肺炎球菌ワクチン助成制度の導入状況についてであります。

近隣市町では、春日井市、犬山市、江南市、東海市、岩倉市、日進市、大口町及び扶桑町において独自の助成制度が実施されています。なお、本市では、過去に独自の助成事業を実施しておりましたので、その経緯について説明させていただきます。

本市では、国に先駆けて、平成21年度から75歳以上を対象に助成事業を開始し、平成26年4月から対象年齢を70歳以上に拡大いたしました。その後、国において、同年10月から65歳を対象に定期接種が開始されました。

本市といたしましては、平成26年度から平成30年度の5年間で、国における定期接種と本市の助成制度を併用することで、65歳以上の全ての方に接種機会が提供されたと考え、市独自の助成事業の役割は果たしたと判断し、平成30年度をもって終了いたしました。

○健康生きがい支え合い推進部次長（高木晶子）

それでは、（４）ＨＰＶワクチンについての、ア、初回接種をした年齢別接種率についてであります。

ＨＰＶワクチンの定期接種は12歳から16歳を対象としており、令和7年度の対象者数は全体で3,420人、年齢別では12歳が678人、13歳673人、14歳682人、15歳686人、16歳701人です。

次に、初回接種を受けられた方と接種率ですが、全体で387人、接種率は11.3%、年齢別では、12歳は96人、接種率は14.2%、13歳51人、接種率は7.6%、14歳58人、接種率8.5%、15歳72人、接種率10.5%、16歳110人、接種率15.7%です。

次に、イ、個別通知の対象年齢についてであります。

ＨＰＶワクチンは接種期間が5年間にわたることから、対象者には接種開始と最終の年に個別に通知をお送りしております。

まず、接種開始となる12歳では、接種につながりやすいことが期待できる7月の夏休み前に予診票等をお送りし、接種の最終年となる16歳では、接種を完了していない方に対して、初回と同様、7月頃に接種機会を逃さないよう御案内をしております。

次に、ウ、個別通知の内容についてであります。

個別通知の内容ですが、12歳ではＨＰＶの感染が子宮頸がんの原因と考えられていること、ＨＰＶは女性の多くが「一生に一度は感染する」と言われ、感染してもほと

んどの人はウイルスが自然に消えるものの、ワクチン接種でHPV感染を予防できることをお知らせしております。また、御本人と保護者の方に向け、厚生労働省が作成するHPVワクチンのリーフレットも同封し、接種における副反応や一般的な接種スケジュールのほか、接種の重要性などについて親子で話し合っていただけるよう努めているところです。

16歳では無料で接種できる期間が迫っていること、仮に自費で接種する場合には10万円程度費用がかかることのほか、分かりやすく漫画で解説されている「子宮頸がんとその予防」のリーフレットを同封し、HPVワクチンの接種完了を促すよう取り組んでおります。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

続きまして、エ、接種開始年齢によって2回接種と3回接種があるが、その予防効果についてであります。

HPVワクチンは、本年度から定期接種で使用するワクチンが9価ワクチンのみとなり、初回接種を受けるときの年齢によって接種のスケジュールが異なり、合計2回または3回接種となります。合計2回の接種で完了できる方は、初回接種を15歳までに受け、その後5か月以上空けて2回目の接種を受けた方で、初回接種が15歳以上の方は3回接種となります。

9価ワクチンの2回接種で完了する用法については、9歳から14歳までの女性を対象に臨床試験が行われ、効果と安全性が確認された上で薬事承認がなされ、その予防効果は3回接種した方と比べて劣ってはいないと国により報告されています。

なお、15歳までに初回接種されたとしても、接種間隔が十分に取れないなどの事情により、3回接種となる場合もあります。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

御丁寧な御答弁ありがとうございました。順次再質問をさせていただきたいと思えます。

（1）のMR（麻疹・風疹混合）ワクチンについてです。

アの本市の定期接種の2回目の接種率が集団免疫獲得に必要な95%に満たない92.0%とのことでしたが、その対応について伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

MRワクチン定期接種におきましては、第1期、第2期と対象期間が明確に定められているところであり、その対象期間に接種していただくよう御案内をしております。ただし、体調の都合など接種できない方からの相談もあることから、本市では、対象

期間に接種を逃した方に対し、定期外予防接種として、第1期末接種の方については第2期接種までの間に、第2期末接種の方については7歳半になるまでの間に接種された場合に助成を行っております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

接種を逃した場合でも助成を受けることができるということでした。5歳児健診などがありますので、そういう機会を通じて、ぜひ啓発をしていただき、集団免疫に必要な95%の確保をお願いしたいと思います。

イの再質問です。

成人で2回未接種の方の個別の把握はされていないとのことでしたが、今年感染拡大している方の約7割がこの世代の未接種または1回接種の方です。過去に自分がかかった記憶がない場合や母子手帳で記録が確認できない場合もあるかと思います。対策として、愛知県では、海外渡航予定のある方などに無料で麻疹抗体検査事業を行っております。また、過去10年間で最多を更新した東京都は、先月の5月18日より、感染者と接触したとして特定できたものに対して無料でワクチンを受けられるワクチン緊急接種事業を開始をしました。

本市におきましても、もし感染拡大した場合の対応はどのようにされるのか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

麻疹の感染拡大防止に向けて、国及び県において注意喚起が行われており、本市におきましても、市ホームページに同様の啓発記事を掲載するなど、情報提供に努めているところです。

麻疹は空気感染などにより人から人へ感染し、非常に強い感染力を有することから、発熱や発疹など、麻疹を疑う症状がある場合には外出を控えていただくとともに、医療機関を受診する際には事前に電話連絡を行い、可能な限り公共交通機関の利用を避けていただくよう周知しております。今後、感染拡大時には、医療機関の混雑、混乱が想定されるため、広く呼びかけていきたいと考えております。

なお、愛知県では、麻疹患者の発生を未然に防止するため、麻疹に感染するおそれが高い国への渡航を予定している方、またはこれらの国からの帰国者、訪日外国人と接する機会のある方を対象として、無料で麻疹の抗体検査を受けられる事業を実施していることから、市ホームページの掲載内容を見直し、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○9 番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。今年の秋には、愛知県でアジア大会が開催されます。本市はバレーボール会場となっており、人の往来が増えることが予想されます。感染時の注意事項とか県の取組などを広く市民に周知していただけたとのことでしたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、（2）のRSウイルスワクチンについてです。

早速4月には73名の方が接種をされたということで、早めの個別案内を送付していただきまして感謝申し上げます。

ここで再質問です。

日本ならではの習慣として里帰り出産をされる方がいらっしゃるかと思いますが、県外で出産する場合の接種方法について伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

愛知県外で接種を希望される場合には、事前に必ず保健センターで「予防接種実施依頼書」の交付申請が必要となります。申請に当たっては、受付後、書類を郵送するまでに1週間程度必要となりますので、余裕を持って申請いただくようお願いをしております。

ワクチン接種時には医療機関へ予防接種実施依頼書、親子健康手帳などを御提出いただきます。予防接種費用は一旦御自身で全額をお支払いいただきますが、後日の申請により、本市が定める助成金額を上限にお支払いいたします。

以上となります。

○9 番（佐藤早苗）

定期接種の期間も限られておりますので、対象となっている方が機会を逃すことなく接種ができますよう、これからもよろしくお願いいたします。

次に、（3）の高齢者肺炎球菌ワクチンの再質問です。

答弁にありましたように、新ワクチンは従来のワクチンと比較して効果の持続期間が長く、1回の接種で高齢者に多い肺炎の重症化を防ぐことが期待されているとのことでした。しかし、定期接種として公費で接種できるのは、主に65歳の方のみとなっています。

先ほどの接種率では令和5年度が25.4%、令和6年度が28.7%、令和7年度は51.7%とのことでした。これまで65歳のときに接種しないまま制度対象外となった方が多くいらっしゃるかと思います。また、65歳のときに、以前の23価ワクチンを接種して、その効果の低下が懸念される方は肺炎球菌感染症のリスクが高いと思われます。しかし、今回の新ワクチンの定期接種の対象外となっています。

答弁にありましたように、近隣市町では、春日井市、犬山市、江南市、岩倉市などが肺炎球菌ワクチンの独自の助成制度を設けています。助成制度は、高齢者の経済的負担の軽減に加え、接種の必要性を認識していただくきっかけにもなると思います。

今後、高齢化の進展が考えられる本市にとって、高齢者の肺炎予防は、健康寿命延伸につながる重要な取組だと思っています。高齢者の健康維持、肺炎による重症化を防ぐためにも、本市において助成制度を導入するお考えはないか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、本市では、国に先駆けて、平成21年度から本市独自の助成事業を開始いたしました。平成30年度に事業開始から一定期間が経過し、市独自の助成事業の役割は果たしたと判断し、事業を終了しております。

一方、国においては、新たな21価肺炎球菌結合型ワクチンを定期接種に使用できるよう検討が進められており、令和8年3月31日以前に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種された高齢者の免疫効果の低下に伴う再接種の必要性や、接種の対象となるものについても、その中で議論されるものと考えておりますことから、本市としましては、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

ありがとうございます。国の動向を注視していくとのことでした。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種率は、他の定期接種ワクチンと比べても低い水準にあります。効果がより長く続く新ワクチンが導入されたこのタイミングは、市民への再啓発や接種勧奨のチャンスだと考えます。肺炎は、自分は元気だからまだ大丈夫と思われがちですが、高齢者にとっては健康寿命を縮めるリスクがあるなど、肺炎そのものの危険性についての啓発を行う必要があると思います。

それと加えて、先ほども申し上げましたが、定期接種の機会を逃してしまった方、以前の24価ワクチンを接種し、その効果の低下が懸念される方、また、基礎疾患をお持ちの方には任意での再接種という選択肢があることについても情報提供をしていただくよう要望をさせていただきます。

（4）HPVワクチンについてです。

シルガード9は15歳までに接種を開始すれば原則2回の接種で完了することができます。接種開始の12歳で初回接種をされた方は14.2%とのことでしたので、そのほかの方は保留をされているということになります。理由は様々だと思いますが、厚労省の令和5年の調査によると、全体の約4割の方が、接種により以前の報道で見たような健康被害が起きるのではないかと考えていると回答されています。市民の副反応へ

の不安や誤解はいまだ根強く残っており、副反応への不安と子宮頸がん予防の必要性の間で接種を決めかねている保護者も少なくないと考えます。

先ほどの答弁にもありましたように、2回接種と3回接種では予防効果に差はありません。シルガード9を2回接種で完了する用法については、薬事承認もされています。2回で接種を完了できれば、本人の痛みも1回減ります。塾や部活で忙しい時期なので、スケジュール調整も2回で済みます。保護者は通院の手間を1回減らすことができます。何より、副反応への不安を抱えている方にとっては、接種回数が減ることによって不安の軽減につながると考えます。本市にとりましても、医療負担を減らすことが可能です。

WHOは初交前の接種が最も効果的であることから、早期接種の重要性を指摘しており、2030年までに女子の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの根絶を国際的に推進しています。

そこで再質問です。

14歳は2回接種で完了可能な最終の年です。14歳を対象に接種方法のお知らせ通知を送付するお考えはないか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

現在、本市では、HPVワクチン接種に係る個別案内については、接種開始となる12歳、接種期間が終了する16歳の年度に通知することで、早期に接種を促すとともに、接種機会を逃すことがないように効果的な時期を選び、通知をお送りしているところです。そのため、現状14歳での個別通知は実施しておりませんが、15歳までの初回接種で接種回数が2回で済むことで、接種を受けられるお子様とその保護者の負担が軽減されることが期待されることから、早い年齢での接種を検討いただけるよう、初回通知やホームページの内容を見直すなど、周知の在り方について今後検討してまいります。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

周知方法については、今後も検討をしていただけるとのことでした。14歳は2回接種で完了できる最後のタイミングです。この制度の周知をより一層お願いしたいと思います。

（4）の最後の再質問になります。

個別通知を現在は12歳と16歳で送付をされております。初回の年代別接種率からすると、市からの通知が接種動機につながっていることが分かります。また、通知内容も厚労省の資料や、16歳時点では漫画形式の資料を添付するなど、分かりやすい工夫

をしていただいていることが分かりました。

厚労省によると、接種をする時期が春休みと夏休みに特に多いことが分かります。現在、本市では12歳と16歳の通知は7月に送付されているということでしたが、特に16歳は、9月に初回接種をしないと年度内完了が見込めません。スケジュールを早く立てていただくためにも、通知の時期を早め、例えば年度初めなどに届くように早めに送付するお考えはないか伺います。

○健康生きがい支え合い推進部長（永井政栄）

先ほどの答弁と重なる部分もありますが、本市では現在、接種機会を逃すことがないよう、接種開始の12歳、接種期間が終了する16歳の年度の夏休み前となる7月に通知をお送りしております。今後は一層の接種率の向上を目指して、他自治体の取組なども参考にさせていただきながら、12歳初回案内などの通知時期をはじめ、効果的な呼びかけに取り組んでまいります。

以上となります。

○9番（佐藤早苗）

効果的な取組をしていただけるということでした。前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。

市民の皆様には今回質問させていただきましたHPVワクチンと併せて、定期的な子宮頸がん検診を受けることが予防の両輪となります。検診も忘れずに受けていただきたいと思います。

最後になりますが、今回の質問は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代に関わるワクチンについて取り上げさせていただきました。ワクチンは年々進化をしており、推奨される内容も少しずつ変わってきています。だからこそ、新しい情報をしっかりキャッチして、上手に予防につなげていくことが大切だと感じています。市民の皆様が必要な情報を受け取り、安心して予防できるよう、引き続き注目してまいりたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、猪飼健治議員。

○3番（猪飼健治）

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問項目1「学校再編について」まず一括して質問をいたします。

3月議会で、私は主に昨年のパブリックコメントの内容や住民合意を含めて、篠岡地区の学校再編について質問をいたしました。その3月議会では、ほかにも加藤晶子

議員より不登校に関する質問、そして答弁もありました。また、山田美代子議員からも学校設置議案に対する質疑答弁もありました。それを踏まえてのお話となります。

まず、(1)の「財政面から見た学校再編について」の項目であります。

私のこれまでの学校再編に関する質問では、あえて財政に関する点には触れてきませんでした。それは、前提として、「学校再編というのはあくまでも教育の問題として」「つまり、子どもの学習と成長・発達、そういう面でこのようにあるべきだ」という、そういうところから考えなければいけないのであり、「財政の面、つまり費用が安く済まされる」とか、そういう点が第一で論議されたり実施されたりするべきではないんじゃないかと、そういう思いが強かったからであります。それは今でも変わりがございません。中川教育長さんもそういう趣旨の発言をずっとされていらしたと思いますので、教育委員会としてもその教育を第一に置くということは同じような考え、同意をしていただけるのではないかと、このように思っております。

そして、今回あえてその財政の面というのを取り上げたのは、やはり財政の面から見た学校を含めた公的施設の再編統合、そして複合化や集約化という、それに関する政府の意向と施策、また、文科省だけではなくて総務省や国土交通省の意向と施策は現状どうなっているのかと、どのような問題があるのかというのを私なりに明確にさせたいと、そういうふうに思ったからであります。

そこで、それを前提としてお聞きをいたします。

まず、アとしてですが、学校再編の理由としては、教育面を第一に考慮して実施しているということですが、財政面での再編理由は考えていないのかお聞きをいたします。

次に、イとして、学校統廃合時における学校施設環境改善交付金等の補助金について、その現状はどうなっているかお聞きをいたします。

そして、ウとして、国が指針を示す「公共施設総合管理計画」や「立地適正化計画」による施設の集約化、複合化と学校統廃合の関係についてはどのように認識をしておられるかお聞きをいたします。

次に、(2)「小規模学校存続に関する認識について」です。

3月議会で山田美代子議員から、学校設置議案に対する質疑がありました。山田議員は、「学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、学校を統合する場合と小規模校として残す場合の一方をあらかじめ結論ありきで評価することは避けなければならない」と発言し、「文部省の研究協力者会議の議論のまとめでも触れているが、本市ではどうなのか」と質問をいたしました。それに対して中川教育長は、「本市と過疎化の進んでいる地域とでは抱えている問題そのものに違いがある。」というふうに

答弁をされました。それを聞いてですけれども、これは私の感想ですけど、「過疎地域と本市では違いがあるから、本市では小規模校として残す道は考えられない」と言っているように私には聞こえました。

そこで、確認のためにお聞きをいたします。

(2) アとして、「文科省が小規模校を残す選択肢もあるというふうに言っているのは、過疎地域や離島に限ってのことか」、「その対象地域はどこか限定があるのか」お聞きをいたします。

次に、小規模校への認識についてです。

私は以前から1学校12学級以上という機械的な学校再編はするべきではないと言ってまいりました。

そこで、イとして、教育的見地から言っても「1学校12学級以上でなければならないという学級数による機械的な学校統廃合には教育学的な合理的な論拠・エビデンスはないのではないか。」「小規模校には、学習・生活ともに、一人一人に目が行き届きやすいとか、児童生徒の活躍の機会が豊富にあるといったよさがあるわけで、小規模校にも大規模校にもそれぞれメリット・デメリットがある」と私は考えますが、それについてはどのように考えるか、認識をお聞きをいたします。

次に、ウ、「今後の篠岡地区学校再編について」です。

今後、篠岡地区でも、小中学校とも1校にするという第2期再編というのが考えられているわけですが、そこで、小規模校でも地域に必要であれば残していくべきという、そういう選択肢についてどのように考えるか、見解をお伺いいたします。

次に、(3)「閉校後の学校施設の利活用について」です。

今期第1回定例会において、加藤晶子議員の不登校問題に関する質問への答弁で、中川教育長より、「令和9年度学校再編で閉校となる学校施設の利活用」として、不登校児童生徒への支援対応と教育相談への対応及び教職員の研修のための「総合教育支援センター」の建設を考えている旨の発言がありました。

そこで、(3)のアとして、「総合教育支援センター」を造りたいということは、教育委員会としては、「教室等も校舎も含めた学校施設の利活用を考えている」と、そういう認識でよいのかお伺いをいたします。

次に、イとして、教育委員会はそういう意向だと思いますが、市全体としては、学校施設の利活用については、現在の時点でどこまで論議がなされているのか、進捗状況をお尋ねいたします。

以上、質問項目1についての1回目の質問です。お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目 1、学校再編について、（１）財政面から見た学校再編について、アとして、学校再編の理由としては、教育面を第一に考慮して実施しているということだが、財政面での再編理由はないのかとのお尋ねであります。

本市における学校再編につきましては、当初より児童生徒数の減少と施設の老朽化という大きな二つの課題を背景として取り組んできたものであります。もちろん教育委員会といたしましては、児童生徒数の減少に伴い、学校規模が小規模化する中で、顕在化する課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保することを最優先に検討を進めてまいりました。

一方では、学校施設の老朽化が進んでおり、小学校では16校中11校、全体の約69%が築50年以上経過しており、中学校では9校中3校、約33%が築50年以上経過している状況であります。

今後、老朽化に伴う修繕や大規模改修等に多額の費用が見込まれるとともに、近い将来、多くの学校で建て替えを必要とする時期が訪れる状況下にあり、市の財政を圧迫することが懸念されております。

実際このままの学校数で施設の老朽化が進んでいく場合、今後適正な修繕が追いついていかない状況が生まれることも危惧されております。そのため、子どもたちにとって望ましい教育環境とともに、将来的に安全な学校施設を確保していくという視点から、令和6年度に「小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定し、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を定めるなど、教育と財政の両面を総合的に勘案しながら検討を進めてきたところであります。

続きまして、イとして、学校統廃合時における学校施設環境改善交付金等の補助金についてであります。

学校再編における施設整備に対する補助金といたしましては、新築の場合は、校舎整備費に対し国庫負担があります。また、既存校舎を活用する場合におきましても、新築と比べますと補助制度は限定的ではありますが、改修内容によって補助メニューがあります。ただし、篠岡地区における第1期の学校再編におきましては、一部の維持修繕は実施いたしますが、大規模な改修をすることなく、既存校舎を活用することが可能でありますことから、国の補助金の活用は予定をしております。

続きまして、ウとして、国が指針を示す「公共施設総合管理計画」や「立地適正化計画」による施設の集約・複合化と学校統廃合の関係についてであります。

「公共施設総合管理計画」や「立地適正化計画」の取組は、いずれも公共施設全体の最適配置や財政面も含め、持続可能な都市構造の構築を目的としたものでありますが、本市におきましては、学校施設は「公共施設総合管理計画」には含まれる一方、「立地適正化計画」につきましては、都市機能誘導施設として位置づけてはおりません。

また、先ほども申し上げましたとおり、本市における学校再編につきましては、当初より児童生徒数の減少と施設の老朽化という大きな二つの課題を背景として取り組んできたものであり、財政面を全く考えていないということはありませんが、市といたしましては、あくまでも子どもたちにとってよりよい教育環境を確保することを最優先に検討を進めてきたものであります。

私からは以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（２）小規模学校存続に関する認識のア、文科省が言う小規模校を残す選択肢の対象地域は何かとのお尋ねでございます。

文部科学省の考え方におきましては、小規模校の存続は特定の地域に限定されているものではなく、地域の実情を踏まえて判断されるべきものとされております。

なお、本年３月議会での私の答弁につきましては、あくまでも地理的条件により小規模校が多くある過疎地域と、もともと１小学校、１中学校であって、児童生徒数の増加に伴い学校が増えていった篠岡地区では、地域の実情が大きく異なっているという旨を申し上げたものであります。

続いて、イ、学級数による機械的な学校統廃合には科学的エビデンスはないと考えるがとのお尋ねでございますが、学校再編の教育的効果については、国内外の研究においても結論が一樣に定まっておらず、学力向上等の明確な科学的な根拠が確立されているものとは考えておりません。一方で、小規模校と大規模校にはそれぞれにメリット・デメリットがあり、どちらが優れているかは一概に言えるものではないとされております。

そうした状況の中、本市におきましては、令和６年度に策定をいたしました「小牧市新たな学校づくり推進計画」の議論の中で、本市は、これまで子どもたちが様々な学校活動を通じて、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで成長する「学び合う学び」の推進に努めてきたことや、「学び合う学び」が多様な他者が関わり合うことを前提としていることといった本市独自の特性についても整理を行いました。そして、そうした検討の上で、本市においては、子どもたちが多様な考えに触れ、社会性を養いながら成長していくためには、一定の学校規模が必要であると判断したと

ころであります。

続いて、ウ、今後の篠岡地区学校再編において、小規模校でも地域に必要であれば残していくべきだという選択肢があるかどうかというお尋ねでございます。

第2期の学校再編につきましては、現在、全国的に出生数が減少している状況の中で、将来的に児童生徒数が大きく適正規模を下回る状況や、学校施設の老朽化が著しい場合は第2期再編が必要になるであろうとの見込みから、計画を立てたものであります。

第2期の再編につきましては、引き続き、今後の児童生徒数の推移や校舎の状況等を見ながらの判断となりますが、その際、第1期の再編後の子どもたちの様子などの検証を行った上で、改めて保護者や地域の皆様の御意見をお聞きして、子どもたちにとってよりよい教育環境の在り方について検討していく中で決定していくものであると考えております。

続きまして、(3)の閉校後の学校施設の利活用についてのア、総合教育支援センターの建設を考えている旨の発言があったが、教育委員会としては、教室等を含めた学校施設の利活用も考えているかどうかというお尋ねでございます。

さきの令和8年第1回定例会の代表質問におきまして、公明党の加藤晶子議員にお答えしたとおり、市の教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援体制をより一層強化するため、メタバースの拠点や不登校の保護者を対象にした情報交換会の開催場所、さらに、多様な相談スペース、教員研修の場、スクールソーシャルワーカーの拠点などを集約した総合教育支援センターの開設を検討していきたいと考えております。

その候補といたしましては、令和9年度に学校再編により閉校となる小学校の校舎を活用することが一つの候補となると考えているところでありますが、実現には様々な検討や調整等が必要になるものであり、現時点では何らかの方針が決定しているわけではございません。

以上です。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、イ、市として学校施設の利活用について現在の時点でどこまで議論がなされているのか、進捗状況についてのお尋ねであります。

現時点において、学校施設の利活用につきましては、令和7年第2回定例会の一般質問において、猪飼議員にお答えしたとおり、学校施設については、地域スポーツや防災など、地域の重要な拠点となっていることから、その機能を維持していくために、体育館やグラウンドについては基本的に残していく方向で検討していく考えであります。

す。

以上です。

○3 番（猪飼健治）

質問項目 1 について通してお答えをいただきました。

まず初めに、（１）の「財政面から見た学校再編について」です。

学校再編は「教育と財政の両面で総合的に勘案しながら進めてきた」というふうなお答えでした。後で詳しく言いたいと思いますけれども、結局老朽化に伴う修繕や大規模修繕が必要なことは当たり前、当然のことですけれども、問題は、その学校施設改修等のときに、複合化や集約化を行うとより優遇された財政措置があるということだと思います。

次のイの文科省による学校施設等補助金についてです。

お答えとしては、「新築・改築ともに国庫補助金のメニューがある」ということでしたが、詳しいお話はありませんでした。

そこで、少しだけ付け加えをさせていただきたいと思うんですけれども、学校統廃合等に伴う施設改修整備では、「公立学校施設整備費負担金」及び「学校施設環境改善交付金」を活用して、統合先の学校の改築・増築、大規模改造を行うことができます。このうち、交付金については、児童生徒の受入に必要な校舎や体育館の整備、バリアフリー化などが補助対象となり、地方自治体の負担が軽減されるようになっております。そして、この交付金の場合、通常の補助率は３分の１ですが、複合化・集約化を伴う場合は補助が２分の１になります。交付税不交付団体本市のようにであっても、文科省の交付金を国へ申請し、計画が認められれば交付金を受け取れるんじゃないかと思います。ただし、交付金支給されない場合もありますが、その場合は自治体負担ということになると思います。あわせて、築40年以上の学校施設の長寿命化改良事業で、複合化・集約化を行う場合も２分の１の補助になります。さらに、学校統廃合による新築や他の公共施設との複合化・集約化を伴う長寿命化改良などの場合は、実質的な自治体負担はもっと減ります。

そして、お答えとして、今回の学校再編の場合、既存校舎を活用するので国の補助金は活用しないとお話でありましたが、今お話ししたように、一般的に言うのですよ、学校施設の改修時に複合化・集約化を行う場合、優遇されると、２分の１とかにね。言い換えれば、財政優遇措置によって学校施設の統合化へ誘導していると。俗に言う財政誘導というんですかね、そういうのがあるというのが事実あるということではないかと思ってます。

ウの「公共施設総合管理計画」や「立地適正化計画」と学校統廃合との関係につい

てです。

これについても、お答えは、学校施設は「公共施設総合管理計画」に位置づけられる一方、「立地適正化計画」の誘導施設には位置づけられていないという、もうそれだけのお答えでありました。確かにそのとおりですけれども、やはりもう少し付け加えをさせていただきたいと思います。

総務省の公共施設等適正管理推進計画による学校施設を含む公共施設を集約化、そして複合化する場合ですけれども、「公共施設等適正管理推進事業債」というのが発行できると思います。この「事業債」における「交付税措置」は、元利償還金の一部が交付税の「基準財政需要額」に算入されて、実質的な負担が軽減される仕組みだと思っています。この事業債の場合、充当率が90%で交付税措置率が50%、長寿命化計画より有利になっていると。交付税不交付団体が本事業を活用する場合は、補填というのはないと思いますけれど、一般的な地方の単独事業債よりも高い9割の充当率が認められているので、資金の調達はしやすいのではないか、そういう有利な点があると思います。

そしてもう一つ、先ほどの国土交通省立地適正化計画の話であります。

民間事業者や市町村が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備する場合、学校施設も含めて、一般的には国交省の「都市構造再生集中支援事業」などを活用できると。その国庫補助金による直接の補助率は対象事業の2分の1になっています。

そして、一般的にはですが、2分の1の地方負担分には「まちづくり交付金事業債95%充当率」が活用できると。または本市の場合は不交付団体ですので、この地方債の場合においても、後から地方交付税の補填措置はないと思いますが。そして、先ほどお答えがあったとおり、東部篠岡地域については、学校再編に当たっては、現在の時点では学校施設は誘導施設として位置づけられていないので、もちろん、そもそも国庫補助の対象にはなっていないということはあると思いますが、今言ったように、一般的にはそういう優遇措置がたくさんあると、これは文科省に限らず、国土交通省でも総務省でもそうになっているということだと思います。

以上をまとめますと、篠岡地区の学校再編だけに限定しないで、一般的に言うと、文科省の交付金だけではなく、総務省による公共施設等適正管理推進計画や国土交通省の立地適正化計画の中でも、学校を含む施設の統合化・複合化・集約化のための財政優遇措置がある。つまり財政優遇によって学校施設を統合化・複合化しなさいと集約化を促しているわけだ、誘導していると思います。

ここから私の意見ですけれども、ウの御答弁の中にも、「子どもたちにとってよりよい教育環境を確保することを最優先に検討する」という、そういうお答えがありま

した。これまでもそういう趣旨のお答え何回もされてまいりました。ですから、本市としては、財政面での「経済効率を重視するという視点」ではなくて、子どもがよりよく学ぶためにはどうすべきかという教育問題として、つまり子どもの学習と成長発達という面で、かくあるべきという「教育の観点」で、ぜひとも今後とも学校再編統廃合に当たっていただきたいと思います。

要するに言いたいのは、とにかくお金が絡むと、本来の再編の在り方、教育の目的からずれていくことが往々にしてあるんじゃないかと。ですから、そこには配慮の上にも配慮を重ねていただきたいということが意見というか要望であります。

次に、(2)の「小規模学校存続に関する認識」のＡについてです。

「小規模校を残す場合の対象地域は、特定地域には限定されない。」というお答えでありました。当然そうですね。

私は、もともと1学年1学級のような過疎地域、離島であっても、本市と小牧市と学校教育の置かれている状況について大きな違いはないと思っております。それ何と同じかという、やはり一番大きなところで言えば、人口とりわけ児童生徒数が大きく減って学校再編を余儀なくされている大きな事情はまず同じですし、それに加えて、その中で地域の学校を守って、とりわけ子どもがしっかり学校に通える条件を整備していくと。言い換えれば、子どもの学ぶ権利を保障していく、そういう課題はどこでも同じだ。離島だろうが過疎地だろうが小牧市だろうが当然同じだと思っております。ですから、先ほどのお答えですけれども、本市においても、小規模校を存続させるという選択肢は十分にあり得るんだというお答えだというふうに私は認識をしました。

次に、イの「学級数による機械的な学校統廃合についての認識」です。

これは、大規模校や小中一貫校のことを指すと思うんですけど、「学力向上等の明確な科学的根拠が示されているものではない。」と教育長おっしゃられました。

「小規模校・大規模校にはそれぞれメリット・デメリットがある。」とおっしゃいました。それをお認めになりながら、でも結論は何か、「本市の場合は1学校12学級以上という一定の学校規模が必要であると判断した。」と。非常に私には分かりづらい御答弁だったというふうに思います。

私は、小規模校のよさについてずっとお話をしてまいりました。12学級以上という学級数による機械的な学校統廃合には科学的な根拠はないという、それもおっしゃられたのでそのとおりだと思います。そういうことだというふうに理解をしたいと思います。

そして、「ウの東部篠岡地区で今後小規模校を残していくという選択肢について」です。

小規模校のメリット、今お話ししたように当然あるわけです。そういう残していくという選択肢もあるという明確なお答えはありませんでしたが、お答えの中に「改めて保護者や地域の意見を聞き、検討し、決定していく。」ということですので、ぜひそのように一からの検討をお願いしたいと思います。2期の検討に当たってもです。

そして、そこで関連して再質問をいたします。

今、東部篠岡地区のお話だったんですけど、北里地区や巾下地区など、他地区でも学校再編論議が始まっていますが、そこにおいても、小規模校を残していくという、そういう選択肢も含めて、一から今後論議されるという認識でよろしいか、お聞きをいたします。

○教育長（中川宣芳）

今年度中に北里地区から巾下地区におきましても、保護者をはじめ、地域の皆様の御意見をお聞きするため、それぞれ「学校を考える会」を立ち上げて、学校再編の議論をスタートいたします。

「学校を考える会」では、学校を取り巻く現状と課題の共有を図るとともに、その課題解決に向けて、それぞれのお立場から御意見をいただくことを予定しております。まずは第一に、これ繰り返しになりますが、小牧の進めている教育、子どもたちにとって多様な考えに触れて、社会性を養い、「学び合う学び」の推進に努められるよりよい教育環境を確保していく視点で、令和6年度に策定いたしました「小牧市新たな学校づくり推進計画」をベースに、地域の実情を踏まえて検討を進めていく予定であります。

以上です。

○3番（猪飼健治）

ぜひ篠岡地区と同様に、北里地区や巾下地区においても、小規模校を残していくという選択肢も含めて、一から今後、地元住民の意向をぜひよく聞いていただいて、論議をしていていただきたいと思います。

次に、（3）の「閉校後の学校施設の利活用について」です。

アについて、教育委員会としては「総合教育支援センターの開設を検討していきたい」ので、「閉校となる教室等校舎も含めた学校施設の利活用」も「一つの候補になる」という、そういうお答えだったと思います。もちろん体育館やグラウンドだけで支援センターでもできるわけではないので、それを考えたら、当然教室も使うよということ、当然のお答えになるんじゃないかなと思いますけれども、従来、全体としては、「体育館、グラウンドは残す必要がある」という、それだけのお答えだったわけです。

けど、私としてはどう受け取ったかといえ、先ほどの答えは一步踏み込んだ答えではないかというふうに私は理解をしております。

そこで、それに関連して再質問をいたします。

「来年度に閉校になる学校」といえば篠岡地区ですね。決まったのは。建物が古い篠岡小学校を除くと、結局陶小か大城小かということに具体的にはなるんじゃないかと思いますが、教育委員会としては具体的にはどこまで、対象校も含めて検討しているのかお聞きをいたします。

○教育長（中川宣芳）

閉校後の学校施設の利活用につきましては、市全体で検討する中で方向性が決められていくものであると認識をしておるところであります。そのため、「総合教育支援センター」の開設につきましては、教育委員会といたしましても、市全体の検討の中で、開設の可否や開設場所などについて判断していきたいと考えております。

以上です。

○3番（猪飼健治）

市全体としてはまとまっていなくても、教育委員会の意向としてはどこかの小学校施設を利活用するつもりなのか、そういう具体的なのがあるのかお聞きをしたんですけど、明確な答えはありませんでした。少し残念ですが、まだ具体的なお話にはなっていないというふうに理解をいたしました。方針とか具体化が明確になったら、できるだけ早く周知、私も含めて周知をしていただきたいと思います。

そこで、イ、学校施設の利活用について、市全体の意向と論議の進捗状況であります。

これについては従来と変わらない答弁でありました。しかし、でも教育委員会の意向を踏まえると、私としては、「閉校した学校施設の利活用としては、グラウンドと体育館はもちろん残すということだけど、それに限定することなく、校舎・施設の活用も含めて検討していく」のだと私は理解をいたしました。

そこで再質問であります。

閉校した学校施設利活用の検討の際ですけれども、「総合教育支援センターのような教育施設だけを利活用の対象とする」のか、それとも「福祉施設等の他の活用法も含めて総合的に検討していく」のか、どういう方針かお聞きをいたします。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

学校施設の利活用の検討に当たりましては、市全体の方向性を定めた上で検討を進めていく考えであり、教育施設に限らず、立地や土地利用等の学校施設の状況やファシリティマネジメント等の観点を踏まえ、総合的に判断していく必要があると考えて

おります。

以上です。

○3 番（猪飼健治）

今のお答え、利活用の対象は教育施設だけとは限らないというふうに理解をいたしました。

ここからは私の意見ですけれども、要望というんですかね、検討に当たってはもちろん不登校対策とか教育相談とか教職員の研修のための総合教育支援センターというのももちろん十分考えてよいと思うんですけれども、例えばスペース的に余裕があるならば、例えば地域包括支援センターや図書館分室とかのような施設とか、あるいは駐車場とかも含めてかもしれませんけど、そういう利活用も含めて、ぜひ今後総合的に検討して行ってほしいと私は思います。

以上で質問項目 1 については終わります。

次に、質問項目 2、「木造住宅の耐震化について」であります。

星熊議員の質問と一部かぶっているところがあるのは御容赦をお願いしたいと思います。

愛知県は昨年 3 月、「愛知県建築物耐震改修促進計画」を策定し、木造住宅の耐震化に関して新たな方針を示しました。私なりの理解で大まかに言いますと、従来は昭和 56 年（1981 年）までに建てられた旧耐震基準の木造住宅を対象としてきましたけれども、対象を 2000 年（平成 12 年）までの新耐震基準の木造住宅にまで広げて耐震診断の補助を実施すると。診断です。ただ、耐震改修の補助は今のところ考えていないということだと思います。そして、旧耐震基準というのは、震度 5 程度の地震で家屋を倒壊しないというのが旧耐震基準。それに比べて、新耐震基準というのは、震度 6 強から 7 程度の地震でも家屋倒壊しないという、そういう違いがあるんだということだと思っております。

その上でまずお聞きをいたします。

（１）「県内の無料耐震診断について」です。

アとして、「現在の愛知県の診断対象についての考え方」は何かお伺いをいたします。

そして次に、イとして、「県内他市町の無料耐震診断の実施状況」をお伺いをいたします。

次に、（２）として、「本市における無料耐震診断に関して」です。

まず、アとして、「現在の本市の耐震診断の実施状況」をお伺いします。

次に、イとして、「本市において 2000 年以前の耐震基準で建て替えられた木造住

宅を対象に無料耐震診断を実施することは考えないか」お伺いをいたします。

さらに、(3)として、(2)とも関連いたしますけれど、「耐震改修への補助について」の項目であります。

まず、アとして、「本市の耐震改修の実施状況」をお伺いいたします。

次に、イとして、「県内の市町村の耐震改修の実施状況」についてお伺いをいたします。

さらに、ウとして、「本市において2000年以前の新耐震基準で建てられた木造住宅を対象に耐震改修を実施することは考えないか」お伺いをいたします。

以上、項目2の1回目の質問です。御回答よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○建設部次長（矢澤浩司）

それでは、(1)県内の無料耐震診断について。

ア、現在の愛知県の診断対象についての考え方のお尋ねであります。

愛知県は市町村が実施する無料耐震診断に対して診断費用の4分の1を市町村に補助する形で事業を進めております。以前より、木造住宅の場合は、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅の耐震診断を対象としております。しかし、昨年度改定された愛知県建築物耐震改修促進計画において、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の取組方針が示され、無料耐震診断をはじめとした耐震化・減災化の促進に向けた取組を旧耐震基準の住宅と同様に実施していくとしており、今年度より、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅についても無料耐震診断は対象にすることになっております。

次に、イ、県内の市町村の実施状況についてであります。

従来から実施しております昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅の無料耐震診断は、県内54市町村全てで実施しております。また、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の無料耐震診断は、今年度より名古屋市や豊橋市など県内11市が実施しております。

次に、(2)本市における無料耐震診断についてで、ア、現在の診断実施状況についてであります。

本市の無料耐震診断は、診断費用の2分の1を国、4分の1を愛知県、残る4分の1を市が負担する形で昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅を対象に実施しております。

実施状況としまして、直近3年間の診断棟数でお答えしますと、令和5年度が57棟、

令和6年度が67棟、令和7年度が41棟であります。

以上です。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、イ、本市において2000年以前の新耐震基準で建てられた木造住宅を対象に実施する考えについてのお尋ねであります。

本定例会において、さきの星熊議員の一般質問でお答えしたとおり、近年の大規模地震における被害調査では、昭和56年以降の新耐震基準で建築された木造住宅においても、耐力壁の配置バランスや柱と梁の接合部の金物の規定が明確でなかった平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の中で一定の被害が報告されていることから、愛知県におきましては、今年度から平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の無料耐震診断の市町村への補助対象が拡大されております。県内では名古屋市や豊橋市など11市が拡大しております。

このような他自治体の状況を踏まえ、令和8年3月に本市の耐震改修促進計画を改定しましたが、耐震化促進に向けた主な取組の一つとして、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅についても無料耐震診断の対象とすることを検討することとしております。

御質問の、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅を対象とする無料耐震診断を実施する考えにつきましては、今後の耐震化の進捗状況、国・県の動向や他自治体の取組などを踏まえながら、対象の拡大を含めて検討してまいりたいと考えております。

○建設部次長（矢澤浩司）

次に、（3）耐震改修への補助について。

ア、本市の実施状況についてであります。

本市の旧耐震基準による耐震改修への補助は、本市が実施する無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」の評点1.0未満と判断された木造住宅を「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い」の評点1.0以上、かつ工事前の各階の評点に0.3を加えた数値以上まで改修を行う場合に、補助金100万円を上限として補助をしております。

耐震改修補助の実施状況としましては、直近3年間の補助棟数と補助金額でお答えしますと、令和5年度が7棟で700万円、令和6年度が8棟で800万円、令和7年度が6棟で600万円です。

なお、今年度より補助金額の上限を115万円に拡大しており、精密診断法による補強設計をした場合に限り、さらに補強設計費に対して上限20万円を補助するため、最大で135万円の補助をすることとしております。

続きまして、イ、県内の市町村の実施状況についてであります。

従来から実施しております昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅の耐震改修補助は、県内54市町村全てで実施しております。また、平成12年5月以前の新耐震基準の木造住宅の耐震改修補助は、県内では今年度より東海市のみが実施をしております。以上です。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、ウ、本市において2000年以前の新耐震基準で建てられた木造住宅を対象に実施する考えについてのお尋ねであります。

先ほどお答えしました平成12年5月以前の耐震診断の木造住宅の無料耐震診断の実施の考えと同様、さきの星熊議員の一般質問でもお答えしましたとおり、御質問の、平成12年5月以前の耐震診断の木造住宅の耐震改修補助を対象とする考え方につきましては、耐震診断同様、今後の耐震化の進捗状況、国・県の動向や他自治体の取組などを踏まえながら、対象の拡大を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

通してお答えをいただきました。もう簡単にいきます。

（1）アとイ、「県の方針と他市町村の耐震診断実施状況」であります。

県は無料の耐震診断対象というのを2000年（平成12年）以前の耐震診断の木造住宅まで広げたわけですね。耐震診断とは先ほど言いましたけど、6強から7でも倒壊しないと。そのために地盤調査を義務化したりと接合部の金物を指定したりとか、耐力壁、壁の配置バランスを考慮した設計を盛り込みなさいと、そういう新しい基準になったということでもあります。県下では、そして2000年（平成12年）までの耐震診断の木造住宅対象に補助を実施している、無料診断の実施しているのは名古屋、豊橋など11市だということでした。

ちょっとあわせて、次、（2）も言います。

（2）のア、「本市の耐震診断の実施状況」です。

県内11市では2000年までの木造住宅が診断対象でありますけど、本市はまだ従来どおりの昭和56年以前の旧耐震基準の住宅のみしか診断対象にしていないと。その件数についても、全体としては大まかに言うと減ってきているということだと思います。

そこで、イの「診断対象を2000年まで広げないのか」という点ですけども、これは今お答えにもありましたけれど、「市の耐震改修促進計画」の中でこういう言い方してるんですね。「必要に応じて耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の創設を検討します」と言って、今答弁があったとおりでと思いますけど、「耐震診断の

住宅も対象として検討する」んだということというふうに理解はいたしました。市の計画の中で具体的に「2000年以前とか平成12年以前の耐震基準」の住宅とか、そういう言葉は出てきてないと思うんですけど、県も診断には補助金出すというわけで、国も出すわけで、県の方針もそうですので、ぜひこの方針で2000年までも対象にして進めていただきたいと思います。

あわせて、(3)のア、イ、ウについてもまとめて言います。「耐震改修補助について」であります。

これも本市の場合、改修の対象も診断と同様、「昭和56年以前の旧耐震基準の住宅のみ」ということであります。県内で2000年以前、耐震基準の木造住宅を改修対象として補助を実施しているのはまだ東海市のみということでしたけれども、これから増えてくるのではないかとこのように思います。診断の補助だけで終わってはいけません。倒壊の危険のある木造家屋は残ったままになってしまいますので、ぜひ改修についても診断と同様、対象を2000年（平成12年）以前まで広げていただきたいと思います。これも検討するということです。ぜひよろしくお願いをいたします。

以上について、再質問はありません。

以上のことをお願い、要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後 2 時36分 休 憩)

(午後 2 時55分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

議長のお許しをいただきましたので、2項目質問をさせていただきます。

質問項目 1、子育て支援の充実について。

令和5年度から0歳児から2歳児の保育料が無償化され3年が経過しました。愛知県初ということです。「小牧市は子育て支援が充実している」ということで、他市か

ら引っ越しをしてくる人がいると聞いております。子育て中の親御さんからは、「本当に助かります」と多くの声を聞いています。

ところが、最近私のところに相談があったことがあります。実は「兄弟が別々の保育園になってしまった」「どうしようと悩んでいる」という内容でした。早々私は保育課に行きまして、相談内容を話しました。そうすると、「転園願い」というのを出示してもらえば毎月の審査の対象となりますよという説明を受けました。早速、私は「転園願い」の用紙をいただきまして、相談者に渡しました。

また、もう一人の方は、やはり兄弟が別々の保育園で入園決定通知書が来たということで、本当に困ってしまってどうすればいいのか分からなくて、一生懸命ネットで調べたと。そしてやっと「転園願い」というところにたどり着いて、保育園の園長先生に「転園願い」をくださいというふうに言って「転園願い」を出したという話をしていたらっしゃいました。

0歳児から2歳児の保育料が無償となり、小規模保育所も小牧市で24か所になりました。兄弟別々の保育園に通わざるを得ない世帯が増えているのではないのでしょうか。私は兄弟は同じ保育園に通えることが最良だと思っております。市はこの実態をどのように把握して対応しているのか、改めてお尋ねをしたいとの思いから質問をさせていただきます。

(1) 令和8年5月の保育所等入所状況についてお尋ねします。

ア、待機児童数をお尋ねします。

イ、隠れ待機児童の年齢別人数をお尋ねします。

ウ、兄弟で異なる園に在籍している世帯数をお尋ねします。

エ、入園決定後、兄弟が別々の園になった場合、転園を希望する方法はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

(2) 給食費の無償化について。

令和8年度から小学校の給食費が国の施策で無償化となりました。小牧市では、今年度に限り、中学校の第1子も国の交付金を使って無償にしたことにより、令和8年度は小中全ての学年で無償化となりました。子育て世代の方からはとても喜ばれております。

現在、保育施設では、0歳児から2歳児の給食費は無償ですが、3歳児から5歳児は、副食費4,500円と主食費500円、合計月5,000円の給食費が保護者負担となっています。

私は、これまでに何度も3歳児から5歳児の給食費の無償化を求めてまいりました。これまでの議論では、「幼児教育保育の無償化」になったときに、保育料から副食費

は除かれて実費負担の考えになった。保育料も給食費も無料が本当はいいと思うけれども、小牧市にとっては財政的に困難だというのがこれまでの市の答弁です。私は、市の施策として、0歳児から2歳児の保育料給食費を無償にしたのですから、3歳児から5歳児も給食費を無償にするのはごく自然なことではないかと思っています。市長も変わられましたので、市の施策としてどのように考えるのか、改めてお尋ねをしたいということで質問をさせていただきました。

ア、0歳児から2歳児の給食費は無償になっていますが、その理由をお尋ねします。

イ、3歳児から5歳児の給食費も無償にすべきだと思いますが、できない理由をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問とします。答弁よろしくお願いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目1、子育て支援の充実について。

（1）令和8年5月の保育所等入所状況についてのア、待機児童数についてのお尋ねであります。

さきの一般質問で佐藤悟議員に御答弁しましたとおり、本年4月1日現在では待機児童は発生していませんが、5月1日時点で1歳児の定員に空きがなくなり、あつせんできる施設がないことから、1歳児89人が待機児童となっています。

次に、イ、隠れ待機児童の年齢別人数についてのお尋ねであります。

さきの一般質問で佐藤悟議員に御答弁しましたとおり、保護者の私的な理由により待機児童には計上されないものの、施設を利用できていない状態、いわゆる隠れ待機児童数は、5月1日時点で0歳児が14人、2歳児が11人、3歳児が9人、5歳児が1人となっております。

次に、ウ、兄弟で異なる園に在籍している世帯数についてのお尋ねであります。

本年5月1日時点において調査したところ、兄弟姉妹がいる504世帯のうち、兄弟姉妹が異なる園に通っている世帯は89世帯、園児数は186人となっております。

内訳といたしましては、2人兄弟が81世帯162人、3人兄弟が8世帯24人となっており、4人以上兄弟がいる世帯につきましては、調査時点では全て同一の園に在籍しております。

施設の種別では、保育園と小規模保育事業所の組合せが49世帯と最も多く、次に、保育園同士が26世帯、認定こども園と小規模保育事業所が9世帯、保育園と認定こども園が3世帯、小規模保育事業所同士が2世帯となっております。

次に、エ、入園決定後、転園を希望する方法についてのお尋ねであります。

保護者が保育園等の入園決定後、利用期間中に現在利用中の施設から他の施設への転園を希望される場合は、保育施設転園願いを利用中の施設または幼児教育保育課に提出いただくことになります。転園願いを提出していただいた後、新規の利用申込みと同様に、「保育施設入所選考基準指数表」に沿って利用調整を行い、利用者を決定いたします。

利用調整のスケジュールは、転園を希望する時期によって異なっており、年度内の随時転園を希望される場合は、転園を希望する月の前々月の月末までに転園願いを提出いただき、転園を希望する月の前月中旬に利用調整を行います。次年度4月転園を希望される場合は、昨年度のスケジュールを基にいたしますと、10月から11月までに提出された転園願いを1次申込みとして、1月下旬に利用調整を行い、12月から2月までに提出された転園願いを2次申込みとして3月中旬に利用調整を行います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（2）給食費の無償化についてのア、0歳児から2歳児の給食費が無償になっている理由についてのお尋ねであります。

令和5年第1回定例会で安江議員へ御答弁しましたとおり、本市では、国の実施する3歳児以上の幼児教育保育の無償化に加え、本市独自の子育て支援の拡充として、令和5年4月から市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所に通う0歳児から2歳児までの保育料を保護者の所得や児童の出生順位にかかわらず無償化いたしました。保育園、認定こども園、小規模保育事業所を利用する0歳児から2歳児の給食費は保育料に含まれておりますので、保育料の無償化に伴い、給食費も無償化いたしました。

続きまして、イ、3歳児から5歳児の給食費を無償化できない理由についてのお尋ねであります。

国は令和元年10月から幼児教育保育の無償化を実施いたしました。この無償化制度は3歳から5歳の全ての児童の幼稚園、保育所などの利用料を無償化するものですが、これまで保育料の一部に含まれていた給食に係る副食費については、保育料から切り離し、原則保護者の実費負担といたしました。

本市におきましても、この無償化制度の方針に基づき、3歳児から5歳児の給食にかかる費用については、既に実費として保護者に御負担していただいていた主食費に加え、無償化以前まで保育料の一部に含まれていた副食費についても給食費保護者負担金として御負担いただいているところであります。

3歳児から5歳児までの給食費無償化については、令和4年第4回定例会で安江議

員に御答弁しましたとおり、未就学児は義務教育と異なり、保育所や幼稚園、家庭での保育など多様な保育の形態がありますので、公平性の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

また、令和元年10月の幼児教育保育の無償化の実施に当たり、国は給食に係る副食費を無償化の対象外とした経緯があり、さらに、実施に当たっては、新たな財源負担を伴うことから、現時点では3歳児から5歳児までの給食費を無償化することは考えておりません。

以上になります。

○11番（安江美代子）

再質問させていただきます。

今の答弁で、兄弟が別々の保育園へ通っている世帯は504世帯中89世帯だという答弁でした。実感として非常に多いなというふうに思いました。中でも、保育園と小規模保育事業所へ通っている世帯がそのうち49世帯と最も多いということが分かりました。これは0歳から2歳児の保育料の無償化による影響だというふうに思っていますけれども、私への相談があった方は、保育園と別の保育園という組合せの相談でした。入園決定通知書が来たらもうそれでそこに行かないといけないというふうに、仕方がないというふうに思ってみえたようです。入園申請のときの説明のときに、「転園願い」を出せば毎月入園審査で対象になることを知らせているのかどうかということをもまずお尋ねしたいと思います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

保護者に対する保育施設転園願いの周知につきましては、入園申請時に配布する「保育施設等利用申請の御案内」におきまして、施設利用開始後の手続として転園に関する案内を記載しているほか、市のホームページにおきまして案内を行うとともに、幼児教育保育課の窓口などにおいて、保護者から転園に関するお問合せがあった際には、その手続について個別に説明をしております。

また、次年度4月の進級に合わせて転園を希望される方に書類の提出漏れがないよう、例年10月頃に各園から保護者に対し保育施設転園願いの提出についてお知らせをいたしております。今後はさらなる周知を図るため、入園決定時に保護者へ配布するお知らせ文の中に、転園に関する手続などについて記載することを検討しております。

以上になります。

○11番（安江美代子）

本当に丁寧な説明をお願いしたいというふうに思うんです。やはり子育て中のお母さん方、子どもを2か所に預けて働くということは本当に大変なことだと思うんです。

ね。

それで、兄弟が同じ保育園に預けられるように、それがいいというふうに市のほうもお考えになっているというふうには思っておりますけれども、この点について、どのような努力をされているのかということをお尋ねをしたいと思います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

本市独自の保育料の無償化による保育事業の増大に対して、これまで小規模保育事業所の整備を中心に0歳児から2歳児までの保育の受皿の拡充を図ってまいりました。このため、現状として、兄弟が小規模保育事業所と保育園とに分かれて利用せざるを得ない状況が発生しており、保護者の方、また、通園する児童にも御不便をおかけしております。

このような中、市といたしましては、兄弟が同一施設を利用できるよう、「保育施設入所選考基準指数表」の見直しを行っております。これまでも兄弟が在園児である場合や兄弟で同時に申請している場合には、調整点として指数点を加点する取扱いとしていましたが、令和8年度からは兄弟が3人以上の場合や多胎児の場合の取扱いと、小規模保育事業所の卒園者に対しさらなる家庭となるよう改善し、より一層兄弟で同一施設を利用しやすくなるよう配慮をしております。

以上になります。

○11番（安江美代子）

令和8年度からは加点をして、なるべく兄弟が同じ保育施設に通えるようにしたという答弁だったと思います。加点をされたことは非常に評価をしておりますけれども、それでも89世帯186人が別々の保育施設に行かざるを得ないという、こういう実態があるということですね。

加点も私も見せていただきましたけれども、例えば、京都市では兄弟同じ園になるべく行けるようにということで、加点を5点プラスしているそうです。それで、京都市では97%の方が同じ保育園に通えているという、こういうことがあるというふうに調べたら出てきました。

毎日の送迎は本当に戦争のように大変です。私も3人毎日送迎をしておりましたのでよく分かります。同一施設を利用できるように、これからは加点をもう少し増やすとか、そういうことに配慮を強く求めておきたいというふうに思います。

それで、加点もそうなんですけれども、これからはこの状況というのはますます増えるのではないかなというふうに思っているんです。さきの佐藤悟議員の答弁にもありましたけれども、小規模保育事業所が今24施設、多分これ愛知県でトップなのではないかというふうに思っています。私はやっぱり今0歳から1歳、2歳児の保育要求

が非常に増えているということで、小規模保育事業所を増やしているんですけども、小規模保育事業所ばかりを増やしていくのではなく、私は0歳児から就学前まで入れる保育園、ここを増やす。今度の改築がそれぞれ第二とか山北、さくら、ありますけれども、それと第一認定こども園ですかね、それもありますけれども、こういう建て替えるときに、ぜひ0歳から就学前まで入れる保育園にしていくために、やっぱり0歳、1歳、2歳の定員の枠を広げるべきだというふうに思っておりますけれども、これについてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

さきの一般質問で佐藤悟議員に御答弁しましたとおり、市内で0歳児から2歳児までを保育する小規模保育事業所は24施設中22施設が民間となりました。市議会や子ども子育て会議におきましても、これ以上民間の小規模保育事業所を増やすことに対して、保育の質や管理上の問題を懸念する御意見をいただいておりますので、市といたしましては、今後は、公立保育園の低年齢児の定員を一時的に増やすことにより、保育の提供体制を確保していくことを検討しております。

また、私立幼稚園の認定こども園への移行につきましても継続して支援しておりますので、小規模保育事業所の整備によらず、入園から卒園まで子どもがなれ親しんだ環境で一貫した保育が提供できる体制を整備していきたいと考えております。

以上になります。

○11番（安江美代子）

ありがとうございます。本当に前向きな今の答弁だったというふうに思います。今後期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、給食費のことについてお尋ねをしたいと思います。

この問題はずっと以前から議論をしてきたところなんですけれども、質問は、3歳から5歳児の給食費を完全に無償化した場合、財政負担というのはどれぐらいになるのかということをお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

財政負担額につきましては、令和8年5月現在の状況に基づき、保育園、認定こども園及び幼稚園を利用する3歳児から5歳児までを対象に試算しております。

まず、副食費の徴収額は、公立保育園で年間約3,700万円、私立保育園及び認定こども園で約3,600万円、私立幼稚園で約2,400万円、合計で年間約9,700万円となります。

次に、主食費の徴収額は、公立保育園で年間約600万円、私立保育園及び認定こども園で約900万円、私立幼稚園で約1,500万円、合計で年間約3,000万円となります。

これらを合わせ、3歳児から5歳児までの給食費を無償化するためには、年間約1億2,700万円の新たな財源が必要となります。

なお、本市では、年収360万円未満相当の世帯の児童及び生計を同一にする子が3人以上いる場合の第三番目以降の児童を対象に、副食費の免除を実施しております。このための財政負担として、公立保育園では年間約1,600万円、私立保育園及び認定こども園では約1,100万円、幼稚園では約600万円、合計で年間約3,300万円を既に一般財源で負担しております。

以上になります。

○11番（安江美代子）

ありがとうございました。完全無償化にしていくためには年間1億2,700万円の新たな財源が必要だというお話でした。

この議論は前からしているんですけども、ここで、天野市長の見解をぜひお尋ねしたいというふうに思っているんですけど、期待も含めて。これまでの市の見解としては、0歳児から2歳児の給食費は保育料に含まれているから無償にしましたよということでした。3歳児から5歳児についても、これとともに副食費については保育料に含まれていたんですよ。だから私はおかしいなというふうに思っているんですけど、国は幼稚園のことも考えて、今回幼児教育保育の無償化とともに3歳から5歳児については保育料に含まれていた副食費を別に除外するよというふうに国がそういうふうな方針をしたものですからこういうことになってしまったわけですね。けども、私が言いたいのは、小牧市は独自に0歳から2歳児の保育料を無償にされたんですよ。給食費も含まれるから無償にしたんですよ。そのことから考えたら、整合性がないというふうにずっと思っているんですね。今も思ってます。このことについて、新しく市長になられた天野市長さんの見解をお尋ねしたいと思います。

○市長（天野正基）

先ほど部長から答弁いたしましたように、未就学児につきましては義務教育と異なり、保育所や幼稚園、家庭での保育など、多様な保育の形態がありますので、3歳児から5歳児までの給食費の無償化の実施には、公平性の観点から慎重な検討が必要であると考えております。

また、令和元年10月から実施されました幼児教育保育の無償化については、国は3歳から5歳の児童の給食費を保育料から切り離して、保護者負担として無償化の対象外としたところであります。

子育てにかかる費用は社会全体で広く負担し、保護者の負担を軽減することが少子化対策につながるため、理想としては保護者に負担がないほうが望ましいと考えてお

ります。しかしながら、国が実施してない部分を市単独で全て補うことは、本市の財政状況を鑑みると困難でありますので、どこをどう補っていくかの検討は慎重にせざるを得ないところであります。

こうした中で、国の幼児教育保育の無償化の実施に当たっては、市といたしましては、負担の公平性と軽減を図るかの検討を行い、国の基準を拡大して生計を同一にする子が3人以上いる場合、年齢にかかわらず、出生順位が第三番目以降の児童の副食費は免除、さらに0歳児から2歳児までの保育料について無償化しており、国よりも対象児童を拡大した独自の支援を行っているところです。

このように、本市の子育て支援策の充実については、本市の財政状況、限られた財源の中で本市の子どもたちのために何ができるかという観点からこれまで検討を重ね実施してきました。3歳児から5歳児までの給食費の無償化については、新たに年間1億2,700万円の財源が必要となりますので、現時点では実施することは考えておりません。今後も国の動向を注視しつつ、慎重かつ十分に検討を重ねていく必要があると考えております。

○11番（安江美代子）

今天野市長から答弁をいただきましたけれども、これまでの答弁と全く同じことでした。同じだということが分かりました。

それで、最後に、私ほかの自治体をちょっと調べてみたんですけれども、給食費というのは保育園は主食費と副食費と分かれているんですね。そういうこともあって、いろんな形で自治体は独自補助をしてるんです。今も小牧市ではこういう補助してるよというお話が確かにありました。例えば、主食費だけを無償にしているところもあります。それで、副食費を2分の1に補助しているところもあります。主食費も副食費も全て無償化にしているところは、愛知県下で今8自治体ですね。何らかの補助を行っている自治体は、2024年の調べですけれども、36市町村67%にどんどん拡大をされてるんですね。このこともしっかり見ておいていただきたいなということを申し上げておきたいと思いますし、先ほどから、小学校学校給食費は義務教育で全ての子どもが行くから公平性があるよという話でした。保育園や幼稚園は違うよという話でしたけれども、3歳から5歳については、ほとんどの子どもさんが保育園なり幼稚園なりに通ってみえるというのが実態ではないかなというふうに思うんですね。ですから、財政的に大変だということはもう度々おっしゃっているんで、それは分からなくもないですけれども、どこから、主食費だけとか、副食費でも半額とか、第2子から無料にするとか、いろんな方法があると思うんですね。これを含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいなということを最後に強く求めておきたいと思います。

以上で項目 1 の質問を終わらせていただきます。

次に、質問項目 2、小牧巡回バスの運行車両について。

4月15日、CBCテレビは、「小牧市が購入したEVバスの販売会社が民事再生手続に入ったことを受け、市が対応を検討している」という報道をされました。中日新聞でも報道されました。市は16日に「EVバスの運行について」の文書を出しました。内容は、「購入した会社や関係者から、メンテナンスサービスや必要部品の供給などは継続すると聞いている。運行事業者（あおい交通）には、EVバスの使用を直ちに停止はしないが、16日付で部品調達を含めた車両整備体制の確保などを要請している。」ということでした。

EVモーターズ・ジャパン社のバスを導入している北九州市の市のバス、スクールバスは全て15日以降運行を休止しているということです。同社が本社を置く北九州市は、民事再生手続を行ったことを受け、武内市長は、即刻「安全面で万全を期すため、市が導入したEVバスの運行を直ちに見合わせる。」としました。また、昨年4月にEVモーターズ・ジャパン社のスクールバス4台を購入した筑後市では、トラブルが相次ぎ、昨年7月に別の会社のバスに変更しています。担当者は、「不具合が多かった。再び採用することは全く考えてない。」というふうに話しているという報道がありました。

このような状況を聞きますと、こまきの巡回バスは本当に大丈夫なのかととても心配になります。市民の方からも、こういう心配の声は私は伺っております。

こまき巡回バスは年間87万人も利用している巡回バスです。もう市民にとってはなくてはならないバスなので、安心して運行してもらえるようにとの思いから、改めてこの質問をさせていただきました。

そこで、改めてお尋ねをしたいと思います。

(1) EVバスによる運行について。

ア、EVバス導入の経緯についてお尋ねをいたします。

イ、令和8年4月14日付で株式会社EVモーターズ・ジャパンから民事再生手続開始の申立てに関するお知らせが公表されました。これ以降の市の対応についてお尋ねいたします。

ウ、市民に安心して利用してもらえるように、市としての責任をどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上、質問とします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 2 について答弁を求めます。

○都市政策部次長（川島充裕）

質問項目 2、こまき巡回バスの運行車両について、（１）ＥＶバスによる運行について、ア、ＥＶバス導入の経緯についてであります。

こまき巡回バス「こまくる」につきましては、市は公共交通による市民の移動手段の確保を主な目的として、運行事業者と「こまき巡回バス運行事業協定」を締結し、運行事業者が本協定に基づき運行事業を実施しているものであります。そして、この協定では、運行車両は運行事業者が調達するものとし、車両の調達、維持管理及びそれに伴い発生する一切の費用は運行事業者が負担するものとしております。

今回の令和８年４月１日からのこまくる再編運行に当たりましては、令和７年３月に策定した「小牧市地域公共交通計画」に基づく取組として、走行中の温室効果ガスの排出が少なく、温暖化対策となるなどの理由から、調達する運行車両のうち数台を環境配慮型車両とすることとし、運行事業者の募集を行いました。

そして、令和12年度末までの運行事業者に選定されたあおい交通株式会社が、環境配慮型車両として株式会社ＥＶモーターズ・ジャパン製のＥＶバスを採用し、２台を運行車両として導入したものであります。

次に、イ、株式会社ＥＶモーターズ・ジャパンから「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」が公表された後の市の対応についてであります。

あおい交通株式会社が導入したＥＶバス２台につきましては、令和７年11月28日付で国土交通省に届出がされたリコール対象外の車両であるとともに、納車からの試走や令和８年４月１日からの運行において不具合はなく、安全に運行できていることは確認しておりました。

そうした中、令和８年４月14日付で株式会社ＥＶモーターズ・ジャパンから公表された「民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」を把握したところであり、これを受け、直ちに国土交通省中部運輸局に対応のアドバイスを求めるとともに、あおい交通株式会社や株式会社ＥＶモーターズ・ジャパンなどに対し聞き取り調査を実施しました。

そして、中部運輸局からは、「当該プレスリリースを受け、直ちに車両の使用を停止したり手放したりする必要がない」ことや、「今後万が一、製造元がなくなった場合には、故障費の部品調達ができなくなるおそれがあるため、長期的な運行を見据えて代替部品による修理ができるかを整理しておくよう、運行事業者に求めておくこと」などのアドバイスをいただきました。

また、各社への聞き取り調査では、運行において問題なく走行していることや、導入車両へのメンテナンスサポートや必要部品の供給などが継続して行われることを認

識したところであります。

こうしたことから、市として、あおい交通株式会社に対し、直ちに導入車両の使用停止を求めないこととし、4月15日付であおい交通株式会社に対し、E Vバスについて5年間の運行期間中の車両の維持修繕に必要な部品の調達を含めた車両整備体制の確保・強化を図るとともに、全運行車両の点検強化など、改めて「こまくる」の安全運行を徹底していただくよう要請したところであります。

また、市民の皆様に過度な懸念を抱かせないように、E Vバス導入の経緯や市の対応を市ホームページに掲載し、周知を図りました。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして、ウとして、市民に安心して利用してもらえるように市としての責任をどのように考えているかについてであります。

現時点ではさきにお答えしましたとおり、導入されたE Vバス2台につきましては、運行はもちろんメンテナンスの面でも特段の問題は生じていないところではあります。が、こまき巡回バス運行事業を運行事業者に実施させる立場として、今後も市民の皆様が「こまくる」を安心して御利用いただけるよう、事業者と密接に連携を図り、運行体制や車両整備体制の確保に努め、また、状況に応じて必要な措置を講じるなど、責任を持って安全運行に努めてまいります。

以上です。

○11番（安江美代子）

再質問させていただきます。

先ほどの答弁がありました中部運輸局からも、もし部品が破綻した場合、その部品調達ができなくなった場合の代替部品も含めてきちんと調達できるようにしておくよということと言われたということですので、その辺はどのように調達方法を、部品は大丈夫だよと、きちっと調達できるよということですので、どのように大丈夫なのかということをお尋ねしたいと思います。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

さきにお答えしましたとおり、令和8年4月14日付で株式会社E Vモーターズ・ジャパンから公表された内容を受け実施した株式会社E Vモーターズ・ジャパンなどに対する聞き取り調査から、導入車両へのメンテナンスサポートや必要部品の供給などが継続して行われることを確認したところであります。

また、あおい交通株式会社からは、市からの要請を受け、株式会社E Vモーターズ・ジャパン及び車両整備事業者等の関係者間で情報共有を緊密に図り、運行期間中の万全な車両整備体制の確保に努めていくとお聞きしております。

以上です。

○11番（安江美代子）

代替部品も含めて調達できますよという理解でよろしいですね。

参考までにお聞きをいたしたいと思いますけれども、このE Vバスの車両価格というのはお幾らだったのかということをお尋ねしたいと思いますが。

○都市政策部次長（川島充裕）

こまき巡回バス「こまくる」へのE Vバス導入につきましては、さきにお答えしましたとおり、運行事業者に選定されたあおい交通株式会社が、環境配慮型車両として株式会社E Vモーターズ・ジャパン製のE Vバスを採用し、同社が直接購入したものであります。そのため、市としてその具体的な購入額は把握しておりませんが、あおい交通株式会社が国及び愛知県から補助金の交付を受けるに当たり、市が確認できた補助対象経費の額は1台当たり4,300万円でありました。

以上であります。

○11番（安江美代子）

ちょっと聞き取りにくかったものですから、幾らの補助があったのかももう一度お願いします。

○都市政策部次長（川島充裕）

先ほどお答えしましたとおり、市が確認できた補助対象経費の額は、1台当たり4,300万円でありました。

○11番（安江美代子）

1台につき4,300万円の補助があったということですね。ということは、1台もつと高い価格だったのかなということを想定いたしますけれども、これはこれでいいと思います。

それで、今回改めてE Vバスについての安全確認はどうだということで、市民の方にも本当に安心してこれからも巡回バスに乗っていただきたいという思いから質問をしたわけですが、あおい交通に業務委託をしているわけですが、市の責任はしっかりとあるというふうに思っているんですね。それは市長ももちろんそう思ってみえると思いますけれども、先ほどの答弁で、事業者と密接に連携を図り、運行体制や車両整備体制の確保に努めると。また、状況に応じて必要な措置を講じるというふうに明言をしていただきました。今E Vモーターズ・ジャパンが民事再生法を申請しているというところですので、破綻をするかどうかというのは分からないわけですが、私一番心配なのは、部品のこの調達がもしできなくなった場合、このときには、きちんと市が判断をしてバスの運行を中止するということをしていただきました

いなというふうに思っているんですけども、その確認ですけども、どうでしょうか、市長。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

仮定を前提とした質問に対してお答えすることは難しいですが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、こまき巡回バス運行事業を運行事業者に実施させる立場として、状況に応じて必要な措置を講じるなど責任を持って安全運行に努めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（安江美代子）

再度部長から答弁をいただきましたけれども、市民が毎日利用しているこまき巡回バスですので、安全で、今後も情報収集、そして対応をきちっとやっていただくということを最後に強く求めて、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、黒木明議員。

○4番（黒木 明）

議長のお許しをいただきましたので、質問項目2件について質問いたします。

質問項目1、小牧市の世帯数について。

小牧市のサイト上で市内総人口と日本人が減り続けていることは確認できますが、世帯数と外国人人口は増え続けています。令和8年6月1日のデータでは、小牧市は外国人人口割合が約8%になってしまいました。外国人の国籍別人数の情報は市のサイトで公開されていますが、外国人の国籍別世帯数の情報は公開されていない状態です。

過去に小牧市で開催された外国人集住都市会議の情報からも、今後対策がなければ、小牧市の外国人はこのまま増え続ける予測も出ております。

生活保護に関しては、世帯数で把握していることから、外国籍の世帯数も国籍別に把握して、外国人人口の国籍別と同様に、世帯数も国籍別に把握しておく必要があるのではないかと感じております。

そこで質問させていただきます。

（1）外国籍の世帯数について。

ア、令和7年5月の外国籍全体の世帯数を問う。

イ、令和8年5月の外国籍全体の世帯数を問う。

ウ、世帯数の多い国籍順に5か国を問う。

エ、生活保護世帯の多いブラジル、韓国・朝鮮籍、ボリビア、ペルーの世帯数を問う。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目 1、小牧市の世帯数について、（１）外国籍の世帯数についてのア、令和 7 年 5 月の外国籍全体の世帯数でございます。

外国籍の世帯とは、世帯主が外国籍の方の世帯を指します。令和 7 年 5 月 1 日時点になりますが、6,868 世帯でございます。

次に、イの令和 8 年 5 月の外国籍全体の世帯数でございます。

こちらも同様に、令和 8 年 5 月 1 日時点で 7,152 世帯でございます。

次に、ウの世帯数の多い国籍順に 5 か国でございます。

世帯主の国籍別になりますが、令和 8 年 5 月 1 日時点の世帯数で、多い順に 5 か国をお答えいたします。ベトナム、ブラジル、フィリピン、インドネシア、中国となっております。

次に、エの生活保護世帯の多いブラジル、韓国・朝鮮籍、ボリビア、ペルーの世帯数でございます。

世帯主の国籍別になりますが、令和 8 年 5 月 1 日時点の世帯数でお答えいたします。ブラジルが 1,405 世帯、韓国または朝鮮が 212 世帯、ボリビアが 220 世帯、ペルーが 373 世帯となっております。このうち生活保護に準じた措置を受けている世帯は、ブラジルが 25 世帯、韓国または朝鮮が 19 世帯、ボリビアとペルーがそれぞれ 15 世帯であります。

以上でございます。

○4 番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

ア、イにつきましては、1 年で外国人世帯数は 284 世帯増加しており、これは 1 年の市全体の世帯数増加の約半数を超える増加数であることが確認できました。そして、令和 8 年 5 月 1 日の全体世帯数は 7 万 1,575 世帯ですので、世帯数における外国人世帯割合は約 9.99%と、約 10%にもなっていることが確認できました。

ウにつきましては、人口が一番多いブラジルよりベトナムの世帯数が多く、また、人口が多い中国よりインドネシアのほうが世帯数が多いことが確認でき、単身世帯の技能実習生の方の影響が大きいと思われます。

エにつきまして、各国の生活保護世帯数割合で、ブラジルが約1.7%、韓国・朝鮮が約8.96%、ボリビアが約6.81%、ペルーが約4.02%であることが確認でき、国によりかなり生活保護の割合が多いことも確認できました。外国籍世帯への生活保護は法的には権利ではなく行政措置ですが、最高裁の判例や長年年金を納め続けていた人の満額受給よりも生活保護費のほうが高く高額であることが多く、外国籍世帯にも同一基準で受給できる制度に真面目に年金を納めてきた人が不公平感を覚え、市民からも強い不満の声が届いております。市としても、生活保護受給が多い外国籍世帯には何らかの早急な対策・対応が必要と感じております。

そこで再質問させていただきます。

外国人の国籍別世帯数が市のサイトで公表されていない理由を問います。お願いします。

○福祉部次長（山本格史）

外国籍の世帯数でございますけれども、これは愛知県人口動向調査に基づく統計データとして作成し公表しているものでございます。そのため、この調査項目にはない国籍別の世帯数は統計データとしては作成をしておりません。

以上でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。愛知県内でも小牧市は外国籍の方が多く、出生率に関しても約13%と愛知県内でも上位の状況で、今後も外国籍の方が増え続けていくことが想定されておりますので、今後、小牧市内の世帯数の動向を管理する上でも、小牧市独自の管理体制、管理システム構築を御検討していただきたいことを御要望としてお伝えいたしまして、以上で質問項目1を終わります。

次に、質問項目2、政治活動と交通安全について。

市内の交差点四隅やイベント会場近くの交通量や人通りの多い場所で、公道のガードレール、ガードパイプ等にのぼりや大型プラスチックダンボールにA1サイズのポスターを挟み固定し、街頭政治活動を行う事例が見受けられます。市民から、「のぼりや大型掲示物が複数設置され、自動車から歩道への視界が遮られ、特に背が低いお子様への視認性が低下し、危険ではないか」と交通安全上の懸念が生じているという声が届いており、質問させていただきます。

（1）政治活動でガードパイプ等にのぼりや大型ポスター掲示を行う行為について。

ア、道路交通法違反の可能性がないか問う。

イ、道路法違反の可能性がないか問う。

ウ、警察との連携も含め市としてこのような行為の交通安全性について見解を問う。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民生活部長（小川真治）

質問項目2、政治活動と交通安全について。

（1）政治活動でガードパイプ等にのぼりや大型ポスター掲示を行う行為について。

ア、道路交通法違反の可能性についてであります。道路交通法は道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としております。

まず、道路交通法第76条は、物件の設置や道路上の危険行為など、交通の安全や円滑を害するおそれのある行為を幅広く禁止する規定であります。

政治活動でガードパイプ等にのぼりや大型ポスターの掲示を行う行為につきましては、その設置方法や場所によって、信号機や道路標識、道路標示の視認性を妨げる場合は、同条に規定する「禁止行為」に抵触する可能性があるのではないかと考えます。

一方、道路交通法第77条は、道路を使用して一定の行為を行う場合に、あらかじめ警察署長の許可を受けることを求めているものであります。

このことにつきまして、小牧警察署に確認したところ、「政治活動として公道上のガードパイプ等に設置されるのぼりや大型ポスターについては、取り外しが容易で恒常的な設置物ではないことから、同条に規定する道路の使用許可の対象外となる」との回答がありました。このため、同条に規定する「道路の使用許可」に抵触する可能性は低いものではないかと考えます。

いずれにいたしましても、これらの行為が道路交通法の違反に当たるかどうかの最終的な実質的判断は、現場の状況を確認して警察において判断されるものと認識しております。

以上でございます。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、イ、道路法違反の可能性についてのお尋ねであります。

道路法は、道路網の適正な整備を図ることにより、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的としており、道路の管理体制、道路管理者の責務及び必要な措置等について規定しております。

道路上のガードパイプ等につきましては、道路の安全かつ円滑な交通を確保するための道路施設であり、道路と一体となって機能するものであります。これらに無断でのぼりや掲示板等を取り付ける行為については、道路構造の保全及び交通安全の観点

から、道路法上の規制に抵触する可能性があるのではないかと考えております。

道路上に工作物等を設置する場合は、道路法第32条に基づく道路占用許可が必要となりますが、当該掲示物等は道路の通行機能を確保するために必要な施設ではなく、また、公平性の観点からも、道路占用許可の対象要件を満たしにくいのが現状であります。

政治活動につきましては、適正なルールの下で行われるべきであり、法令遵守の徹底が重要であると認識しております。

○市民生活部長（小川真治）

続きまして、ウ、警察との連携を含め市としてこのような行為の交通安全性についての見解であります。これらの行為につきましては、設置方法や場所、規模等によって交通への影響が異なるものと考えます。

本市といたしましては、現地の状況を踏まえ、必要に応じて小牧警察署に相談して対応を検討してまいります。

以上でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

アにつきましては、道路交通法第76条に規定する禁止行為に抵触する可能性の答弁をいただきましたが、最終的な判断は現場の状況を確認して警察の判断との認識で、現場の交通安全、事故を未然に防ぐ観点からも、このような事故を誘発するような視界を妨げる危険な現場を目撃した際には、即通報が必要な状況であると思われれます。

イにつきましては、交通安全のため設置物であるガードパイプ等公共物に無断でのぼり等を取り付ける行為、道路の保全と交通安全の観点から、道路法の規制に抵触する可能性もあり、法令遵守の徹底が重要であると認識の回答をいただきました。そもそも政治活動において、自身のアピールのために、交通安全のために設置されてあるガードパイプ等に無断でのぼりやポスターを取り付ける行為は危険な行為であると感じます。

ウにつきましては、市内でこのような現場を目撃した際に小牧警察署と相談して対応を検討していただけるとのことですが、私もこのような現場を何度も車内から目撃したことがあります。実際、車からですと交差点のガードパイプ等にのぼりやポスターが挟み込まれると、ただでさえ交差点で曲がる際は、車内のAピラー等で視界が悪く、本来開いているはずのガードパイプの隙間から小さなお子様が見えにくくなってしまいます。目撃した際には、事故が起こる前に早急に通報して、警察と対応を検討していただきたいです。

そこで再質問させていただきます。

ガードレール等は市が管理する道路附属物ですが、過去5年間で政治活動のためにガードレールやガードパイプ等にのぼりやポスターを挟み込む等の許可申請が何件あったかを問います。お願いいたします。

○建設部次長（矢澤浩司）

過去5年間におきまして、政治活動を目的としたのぼりやポスター設置に関する道路占用の許可申請を受けた事例はございません。

以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。申請件数はなかったとのことで、許可なく無断でこのようなことが行われていたことになります。市民の交通安全に支障が出る可能性があり、事故を誘発するおそれが否定できない行為を行っていることが確認できました。

さらに再質問させていただきます。

無断に設置するなどした場合、法に抵触する可能性を問います。お願いいたします。

○建設部長（堀場 武）

道路上への工作物等の設置に関しましては、道路の構造を損傷するおそれがあり、また、交通安全を阻害する可能性があるため、道路法第32条に基づく道路管理者の占用許可を受けていない場合は、不法占用に該当する可能性があるのではないかと考えております。

以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。交通安全を阻害する可能性があるために、道路法第32条に該当する可能性があるとの答弁を確認させていただきました。

さらに再質問させていただきます。

このような行為を見かけた場合の通報先を問います。よろしくお願いします。

○建設部次長（矢澤浩司）

市内の道路上でガードパイプ等にのぼりやポスターが無断で設置されているような行為を発見された場合には、県や市などの道路管理者に直接御連絡いただければ、その情報を確認の上、小牧警察署等の関係機関と連携し、関係法令に基づき、必要に応じて適切な対応を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。このような危険な行為を見かけた際は、市民の安全

のために、事故を未然に防ぐためにも、即通報して警察と関係機関と連携していただき、適切な対応をお願いいたします。

今回は政治活動でのお話でしたが、ガードパイプ等の公共物に物を固定するような行為は、人目を引き、非常に目立つ行為です。このような危険な行為がこのまま野放しにされ、広く周知されれば、今後交差点のガードパイプなどに商品やイベントの告知など、勝手に同様な手口をまねるものが出てくる可能性もあります。公共物を利用したのぼりやポスターを挟み込む行為などについて、決して許されない行為であるとして、市民の安全のためにも、事故を未然に防ぐためにも、警察とも連携を強化していただきたいです。このような行為の取締りに関して、現行の条例で足りないところがあれば、例えばガードパイプ等公共物に物を設置する行為は、日数、時間関係なしに明確に禁止する罰則付きの厳しい条例等も検討するなど、市民の交通事故を未然に防ぐためにも、このような危険を誘発する行為を決して許さない。市民の安心・安全を守る小牧市であることを願い、全ての質問を終了させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月16日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

（午後4時02分 散 会）

令和 8 年小牧市議会第 2 回定例会議事日程（第 3 日）

令和 8 年 6 月 1 5 日午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問